

住民記録システム標準仕様書

機能・帳票要件【改定履歴】

版数	改定日	主な改定理由	機能ID	機能IDの変更状況 (削除／新規付番／変更なし)	適合基準日
第1.0版	令和2年9月11日	初版公開	—	—	—
第2.0版	令和3年8月31日	第2.0版公開	—	—	—
第3.0版	令和4年8月31日	第3.0版公開	—	—	—
第4.0版	令和5年3月31日	第4.0版公開	—	—	—
第4.1版	令和5年8月31日	行政事務標準文字の市区町村間における連携方法の明記、誤記訂正	0010018	変更なし	令和8年4月1日
			0010235	変更なし	令和8年4月1日
			0010239	変更なし	令和8年4月1日
			0010242	変更なし	令和8年4月1日
			0010256	変更なし	令和8年4月1日
			0010443	変更なし	令和8年4月1日
			0010444	削除	令和8年4月1日
			0010459	変更なし	令和8年4月1日
			0010465	変更なし	令和8年4月1日
			0010468	削除	令和8年4月1日
			0010471	変更なし	令和8年4月1日
			0010477	削除	令和8年4月1日
			0010478	削除	令和8年4月1日
			0010487	削除	令和8年4月1日
			0010529	新規付番	令和8年4月1日
			0010530	新規付番	令和8年4月1日
			0010531	新規付番	令和8年4月1日
			0010532	新規付番	令和8年4月1日
			0010533	新規付番	令和8年4月1日
			0010534	新規付番	令和8年4月1日
			0010535	新規付番	令和8年4月1日

第5.0版	令和6年1月31日	氏名の振り仮名法制化に伴う修正、誤記訂正等	0010001	削除	令和8年4月1日
			0010018	削除	令和8年4月1日
			0010022	削除	令和8年4月1日
			0010033	削除	令和8年4月1日
			0010035	削除	令和8年4月1日
			0010043	削除	令和8年4月1日
			0010045	削除	令和8年4月1日
			0010052	変更なし	令和8年4月1日
			0010077	削除	令和8年4月1日
			0010078	削除	令和8年4月1日
			0010081	変更なし	令和8年4月1日
			0010084	削除	令和8年4月1日
			0010095	変更なし	令和8年4月1日
			0010164	変更なし	令和8年4月1日
			0010166	削除	令和8年4月1日
			0010171	変更なし	令和8年4月1日
			0010183	削除	令和8年4月1日
			0010202	削除	令和8年4月1日
			0010226	削除	令和8年4月1日
			0010227	変更なし	令和8年4月1日
			0010233	変更なし	令和8年4月1日
			0010235	削除	令和8年4月1日
			0010239	削除	-
			0010240	削除	令和8年4月1日
			0010242	削除	令和8年4月1日
			0010244	削除	-
			0010305	削除	-
			0010306	削除	-
			0010307	削除	-
			0010308	削除	-
			0010315	削除	令和8年4月1日
			0010318	削除	-
			0010326	変更なし	令和8年4月1日
			0010441	変更なし	令和8年4月1日
			0010443	削除	令和8年4月1日
			0010453	変更なし	-
			0010456	変更なし	令和8年4月1日
			0010457	削除	令和8年4月1日
			0010459	削除	令和8年4月1日
			0010469	削除	-
			0010471	変更なし	令和8年4月1日
			0010473	変更なし	令和8年4月1日

0010479	削除	-
0010481	削除	令和8年4月1日
0010483	削除	令和8年4月1日
0010484	削除	令和8年4月1日
0010525	削除	令和8年4月1日
0010528	削除	-
0010531	削除	令和8年4月1日
0010532	削除	令和8年4月1日
0010536	新規付番	令和8年4月1日
0010537	新規付番	令和8年4月1日
0010538	新規付番	令和8年4月1日
0010539	新規付番	令和8年4月1日
0010540	新規付番	令和8年4月1日
0010541	新規付番	令和8年4月1日
0010542	新規付番	令和8年4月1日
0010543	新規付番	令和8年4月1日
0010544	新規付番	-
0010545	新規付番	令和8年4月1日
0010546	新規付番	令和8年4月1日
0010547	新規付番	令和8年4月1日
0010548	新規付番	令和8年4月1日
0010549	新規付番	令和8年4月1日
0010550	新規付番	令和8年4月1日
0010551	新規付番	令和8年4月1日
0010552	新規付番	令和8年4月1日
0010553	新規付番	-
0010554	新規付番	令和8年4月1日
0010555	新規付番	令和8年4月1日
0010556	新規付番	-
0010557	新規付番	令和8年4月1日
0010558	新規付番	-
0010559	新規付番	-
0010560	新規付番	-
0010561	新規付番	-
0010562	新規付番	-
0010563	新規付番	令和8年4月1日
0010564	新規付番	-
0010565	新規付番	令和8年4月1日
0010566	新規付番	令和8年4月1日
0010567	新規付番	令和8年4月1日
0010568	新規付番	令和8年4月1日
0010569	新規付番	令和8年4月1日

			0010570	新規付番	-
			0010571	新規付番	令和8年4月1日
			0010572	新規付番	-
			0010573	新規付番	令和8年4月1日
			0010574	新規付番	令和8年4月1日
			0010575	新規付番	令和8年4月1日
第5.0版	令和6年3月28日	誤記訂正等	0010026	変更なし	令和8年4月1日
			0010529	変更なし	-
			0010439	変更なし	令和8年4月1日
			0010453	変更なし	-
			0010535	変更なし	令和8年4月1日
第5.1版	令和6年9月6日	国民健康保険被保険者証のマイナンバーカード一体化に伴う修正等、誤記訂正等	0010003	削除	令和8年4月1日
			0010111	変更なし	令和8年4月1日
			0010171	変更なし	令和8年4月1日
			0010351	削除	令和8年4月1日
			0010356	削除	令和8年4月1日
			0010462	変更なし	令和8年4月1日
			0010456	変更なし	令和8年4月1日
			0010471	変更なし	令和8年4月1日
			0010473	変更なし	令和8年4月1日
			0010576	新規付番	令和8年4月1日
			0010577	新規付番	令和8年4月1日
			0010578	新規付番	令和8年4月1日
			0010579	新規付番	令和8年4月1日
第6.0版	令和7年1月31日	氏名の振り仮名及び旧氏の振り仮名政令改正に伴う修正等	0010050	削除	令和8年4月1日
			0010019	削除	令和8年4月1日
			0010021	削除	令和8年4月1日
			0010541	削除	令和8年4月1日
			0010542	削除	令和8年4月1日
			0010543	削除	令和8年4月1日
			0010545	削除	令和8年4月1日
			0010152	削除	令和8年4月1日
			0010557	削除	令和8年4月1日
			0010558	削除	-
			0010559	削除	-
			0010560	削除	-
			0010561	削除	-
			0010562	削除	-
			0010530	削除	令和8年4月1日
			0010566	削除	令和8年4月1日
			0010567	削除	令和8年4月1日
			0010568	削除	令和8年4月1日

			0010569	削除	令和8年4月1日
			0010570	削除	-
			0010471	変更なし	令和8年4月1日
			0010571	削除	令和8年4月1日
			0010572	削除	-
			0010576	削除	令和8年4月1日
			0010580	新規付番	令和8年4月1日
			0010581	新規付番	令和8年4月1日
			0010582	新規付番	令和8年4月1日
			0010583	新規付番	令和8年4月1日
			0010584	新規付番	令和8年4月1日
			0010585	新規付番	令和8年4月1日
			0010586	新規付番	令和8年4月1日
			0010587	新規付番	令和8年4月1日
			0010588	新規付番	令和8年4月1日
			0010589	新規付番	令和8年4月1日
			0010590	新規付番	-
			0010591	新規付番	-
			0010592	新規付番	-
			0010593	新規付番	-
			0010594	新規付番	-
			0010595	新規付番	令和8年4月1日
			0010596	新規付番	令和8年4月1日
			0010597	新規付番	令和8年4月1日
			0010598	新規付番	令和8年4月1日
			0010599	新規付番	令和8年4月1日
			0010600	新規付番	-
			0010601	新規付番	令和8年4月1日
			0010602	新規付番	-

住民記録システム

機能・帳票要件【6.0版】案_機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

機能名称				改定種別 (直前の版から改定した項目の種類)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
要件種別		中分類	小分類				指定都市	中核市	一般市区町村			
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データの管理	修正	0010580 0040576	日本人住民について、以下の項目を管理(※)すること。 ※「管理」とは、データの設定・保持・修正ができることをいう。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	◎	◎	◎	中核市市長会ひな形に付記 「住所を定めた年月日」は転入時には入力する必要はないため、入力項目には含めず、また、住民票の写し等の証明書上も表示しない。ただし、転居していない場合の「住所を定めた年月日」は「住民となった年月日」と同じであるため、その場合、データ上は「住所を定めた年月日」は「住民となった年月日」と同じ日付を保持することとする。 なお、指定都市においては、「住民となった年月日」は市の住民となった年月日を入力するため、区間異動時には「住民となった年月日」を引き継ぐ必要があり、住民票の写し等の証明書上にも表示する。 生年月日については、住基ネット上は、日本人住民は和暦で管理されていることから、住民記録システムにおいても日本人住民は和暦で管理することとする。ただし、データベースに保持する形式として西暦も許容するが、入出力において和暦に変換する機能を備えること。 住所、本籍、転入前住所、転出先住所については、都道府県名についても省略せずに管理すること(1.1.2についても同様)。 「データ要件・連携要件標準仕様書」に規定されているデータ要件の標準に基づき、住民種別については日本人住民・外国人住民を、住民状態については住登者・転出者・死亡者・その他消除の区分を管理することとする(1.1.2についても同様)。 抑止フラグはエラー(処理不可)、アラート(処理可)をはじめ複数に分けて管理することも可能である(1.1.2についても同様)。 戸籍の表示(筆頭者)の振り仮名については、ペンダ意見照会の中で現在も管理していないため不要との意見が多かったことから、管理する項目としていない。 本仕様書において「振り仮名」は、日本人氏名及び旧氏における振り仮名を指す(旧氏並びに外国人氏名及び通称の場合は「フリガナ」とする。))。	【第6.0版】機能ID:0010576から変更旧氏の振り仮名政令改正に伴い「項目詳細一覧」を修正及び「要件の考え方・理由」を補記	令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.7 旧氏・通称	修正	0010581 0040049	請求に基づき、旧氏及び旧氏の振り仮名の記載、変更及び削除ができること。	◎	◎	◎	—	【第6.0版】機能ID:0010019から変更請求に基づく旧氏の振り仮名の取扱いにかかる機能を追加修正	令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.7 旧氏・通称	修正	0010582 0040024	国外へ転出した者が、その後最初の国外からの転入時に、転出時と同一の市区町村へ転入する場合、国外への転出時に記載していた旧氏及び旧氏の振り仮名又は通称を取り込むことができること。	◎	◎	◎	旧氏を併記したまま国外へ転出し、その後最初の国外からの転入時に、転出時と同一の市区町村へ転入する場合、旧氏の記載は請求登録は申出に基づき、当該旧氏を引き続き記載するもので、国外転出時に記載していた旧氏を再び使用する場合に取り込むことができる機能は、記載にかかる補助機能に留まるものである。 通称を登録したまま国外へ転出した者が、同一の市区町村に転入した場合においては、通称の登録は申出に基づき記載をするもので、国外転出時に記載していた通称を再び使用する場合に取り込むことができる機能は、記載にかかる補助機能に留まるものである。	【第6.0版】機能ID:0010021から変更旧氏の振り仮名の取込にかかる機能を追加修正及び「要件の考え方・理由」を補記	令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援措置対象者管理	修正	0010583 0040544	支援措置の実施に当たっては、支援措置対象者の住民票(原票)及び除票(原票)に支援措置対象者である旨の表示ができるとともに、住民記録システム内に以下に掲げる項目のデータベースを構築し、住民票(原票)及び除票の当該表示から画面遷移し、支援措置責任者又は支援措置責任者の了承を得た者のみが端末画面上でデータベースを確認できること。 (シート「項目詳細一覧」を参照) なお、支援措置対象者の相手方及び併せて支援を求める者については複数人設定できること。 なお、支援措置対象者の氏名及び宛名番号並びに併せて支援措置を求める者の氏名及び宛名番号、支援を求める事務及び住所等並びに支援措置の期間以外の項目については、住民記録システム以外のシステムでのデータベースの構築も可能とするが、その場合でも住民票(原票)の支援措置対象者である旨の表示から画面遷移し、端末画面上でデータベースを確認できる機能を備えること。	◎	◎	◎	総務省通知(令和4年3月31日総行住第32号、総税固第8号)で「住民基本台帳事務における支援措置申出書」の様式例を示し、申出書に記載する事項を例示しており、左記の項目を抜粋した。 除票の場合は、住所の履歴、転出届に基づいて記載した転出先住所(予定)、転入通知に基づいて記載した転出先の住所にも現住所が表示される可能性があり、データベース上で確認できる必要がある。 支援措置においては、申出がなされてから、支援措置の必要性を確認し、実際に支援措置を開始するまでの間も、被害者保護のために、仮支援措置が必要となる場合があり得、仮支援措置の有無についてもデータベース上確認できる必要がある。 10.3(操作権限管理)において、利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができることとしており、各市区町村の支援措置に係る事務の実情に合わせて、データベースの閲覧権限や閲覧項目、閲覧を実施する際の処理等について、管理できるものである。 本籍地について、住所の変更がない場合であっても本籍地が複数回変更することがあり得ることから、現住が記載されている戸籍の附票又は戸籍の附票の除票の写しを保存している全ての市区町村で支援措置を講ずる必要がある。 なお、支援措置対象者の氏名及び宛名番号、併せて支援措置を求める者の氏名及び宛名番号、支援を求める事務及び住所等並びに支援措置の期間以外の項目については、準構成員への意見照会の結果、宛名システム等で支援措置対象者に係る情報を管理しているとの意見が多く見られたため、住民記録システム以外のシステムでのデータベース構築を可能とした。	【第6.0版】機能ID:0010541から変更旧氏の振り仮名政令改正に伴い「項目詳細一覧」を修正	令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.18 振り仮名・フリガナ	修正	0010584 0040542	日本人氏名の振り仮名及び日本人氏名の振り仮名公証フラグ(当該振り仮名が法第7条の記載事項として住民票に記載されているかどうかを示すフラグ)を管理すること。 また、旧氏の振り仮名及び旧氏の振り仮名公証フラグ(当該振り仮名が法第7条の記載事項として住民票に記載されているかどうかを示すフラグ)を管理すること。 並びに外国人氏名及び通称のフリガナ及びフリガナ確認フラグ(本人への確認の有無を示すフラグ)を管理すること。 なお、日本人氏名及び旧氏の振り仮名、旧氏の振り仮名並びに外国人氏名及び通称のフリガナについては、カタカナで管理することとし、CSへの送信の際は住基ネットの仕様に合わせて送信できること。	◎	◎	◎	日本人氏名及び旧氏の振り仮名が、戸籍における法令上の記載事項とされ、法第7条各号における住民票の記載事項とされたことから、本仕様書において「振り仮名」は日本人氏名及び旧氏の振り仮名を指す(旧氏並びに外国人氏名及び通称の場合は「フリガナ」とする。))。 なお、日本人氏名の振り仮名は、戸籍における振り仮名の届出の受理地又は本籍地から連携され、法第7条の記載事項として住民票に記載されることとなるが、令和5年改正戸籍法の施行日から起算して1年以内に限り、戸籍の筆頭に記載されている者は氏の振り仮名を、戸籍に記載されている者は名の振り仮名の届出をすることができるとされていることから、日本人の氏又は名のそれぞれの振り仮名が戸籍における振り仮名の届出の受理地又は本籍地から連携され、法第7条の記載事項として住民票に記載されていることを管理する「日本人氏名の振り仮名公証フラグ」が必要となる。当該フラグが立っていない日本人氏名の振り仮名については、法第7条の記載事項として記載された振り仮名ではなく、住民記録システムで事実上保持している振り仮名となる。また、氏ののみ又は名のみの振り仮名が戸籍において振り仮名の届出の受理地又は本籍地から連携された場合において、連携された氏又は名の振り仮名のみを上書きして当該振り仮名に上記フラグを立て、連携されていない氏又は名の振り仮名については従前の振り仮名データを維持することに留意すること。除票においては、氏名の振り仮名が記載されている者と記載されない者が混在し続けるため、令和5年改正戸籍法の施行日から1年経過した後も「日本人氏名の振り仮名公証フラグ」による管理が必要である。 旧氏の振り仮名については住民基本台帳法施行令の一部改正により、法第7条に基づく住民票の記載事項に追加されることとなるが、旧氏記載者は当該政令の施行日から1年以内に限り、住所地の市区町村にその旧氏の振り仮名を請求することができることから、旧氏の振り仮名が公証され、法第7条の記載事項として住民票に記載されていることを管理する「旧氏の振り仮名公証フラグ」が必要となる。 並びに外国人氏名及び通称のフリガナについては、住民票の記載事項として法に規定されておらず、市区町村がその読み方を認定するという性格のものではないが、市区町村が住民記録の整理のために管理上、必要であるということで便宜的に記載されていることから、2.1.2(検索文字入力)や2.1.3(基本検索)における検索項目として活用できることとしている。 また、要領第2-1-(2)アにおいて、「氏名には、できるだけふりがなを付すことが適当である。その場合には、住民の確認を得る等の方法により、誤りのないように留意しなければならない。」とされているものであるが、実際には本人に確認できたものとできていないものがあることから、本人に対する確認の有無を区別するため、旧氏並びに外国人氏名及び通称のフリガナについては本人への確認の有無を示すフラグを住民記録システムにおいて管理することとする。 現在、「旧氏のフリガナ」を住民票の記載事項とすることについて、検討を進めており、関係法令が制定される際に修正を行う予定である。	【第6.0版】機能ID:0010542から変更旧氏の振り仮名政令改正に伴い「旧氏の振り仮名公証フラグ」に関する機能を追加修正及び「要件の考え方・理由」を補記	令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.18 振り仮名・フリガナ	修正	0010585 0040543	日本人氏名及び旧氏の振り仮名については拗音及び促音が区別できること。	◎	◎	◎	—	【第6.0版】機能ID:0010543から変更旧氏の振り仮名政令改正に伴い旧氏の振り仮名について拗音等を区別する機能を追加修正	令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.2 異動履歴データ	1.2.2 異動事由	修正	0010586 0040050	システムが管理する異動事由コード及び付随する区分により、以下の区分が行えること。 また、以下の区分からシステムが管理する異動事由コード及び付随する区分にマッピングができること。 異動事由は、以下のとおり区分すること。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	◎	◎	◎	異動事由等についても、今後のデータ連携等の検討のため、標準化すべきであることから示すもの。 前提として、本仕様書において異動事由「コード」というデータベースの物理的な異動事由コードのラインナップは定義していない。本仕様書の「区分すること。」は、各社のパッケージの異動事由コード及び付随する区分が、本仕様書の論理的な区分にマッピングできることと考える。 本仕様書では、法第30条の6において市区町村長が住基ネットを通じて都道府県知事に本人確認情報を通知する際の異動事由について、規則第11条で定める異動事由に基づく分類を行っている。その他、世帯変更届に基づく異動事由や異動の取消し等の必要な異動事由を設けている。 出生、死亡又は失踪の日付以外にも移行データにおいては不詳日が存在したが、本仕様書としては通常ケースを想定した記載で足りるため、出生、死亡又は失踪の日以外の異動日に不詳の記載は設けない。 また、一部の異動事由について、該当する例を挙げれば、以下のとおりである。 ・国外転入等(例:国外からの転入、法第30条の46転入及び法第30条の47届出) ・異動の取消し(増)(例:転出や死亡等の異動を取り消す場合) ・職権消除等(例:実態調査、失踪の届出に基づく職権消除等) ・異動の取消し(減)(例:転入や出生等の異動を取り消す場合) ・世帯変更(例:甲世帯の世帯員の一部が乙世帯の世帯員となった場合) ・異動の取消し(修正)(例:転居や世帯変更等の異動を取り消す場合) なお、職権記録書はシステムに職権記録データとして保持されているという理解であり、職権記録書を作成する機能は設けていない。 (技術的基準はシート「参照事項一覧」を参照)	【第6.0版】機能ID:0010050から変更旧氏の振り仮名政令改正に伴い「項目詳細一覧」を修正	令和8年4月1日
機能要件	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.2 検索文字入力	修正	0010587 0040545	日本人氏名及び旧氏の振り仮名、旧氏の振り仮名並びに外国人氏名及び通称のフリガナ(「2検索・照会・操作」において「氏名の 振り仮名等」という。)を登録している場合は、カタカナで入力及び検索できること。	◎	◎	◎	—	【第6.0版】機能ID:0010545から変更旧氏の振り仮名政令改正に伴い旧氏の振り仮名を追加修正	令和8年4月1日

住民記録システム

機能・帳票要件【6.0版】案_機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

要件種別	機能名称			改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
	中分類	小分類	指定都市				中核市	一般市区町村				
機能要件	4 異動	—	4.0.10 一括入力	修正	0010588 0040452	同一のシステム利用者が、複数人に同一の内容を入力する場合、一度入力した内容を他の異動者にも適用することができること。 異動日と届出日、異動履歴(A類型)は自動的に適用されること。 氏名の氏は、直前に入力した同一世帯の世帯員の氏名の氏、筆頭者の氏から適用できること。世帯主が存在する場合は、世帯主の氏から適用できること。 なお、日本人と外国人の区別がされていること。 氏名、筆頭者、転入前の世帯主の氏名、転出先の世帯主の氏名及び世帯主が存在する場合の世帯主の氏名は、直前に入力したデータから相互に適用できること。 現住所、本籍、転入前住所及び転出先住所(予定)は、直前に入力したデータから相互に適用できること。 旧氏併記の旧氏及び旧氏の振り仮名については、適用しない。	◎	◎	○	中核市市長会ひな形に付記 複数人に同一の内容を入力する場合、一度入力した内容を他の異動者にも適用することができることにより、入力作業を省力化する。 なお、権限、情報セキュリティ等の観点から、履歴は、システム利用者(操作者ID単位)ごとに保持することとする(2.1(検索機能)参照)。 構成員及び準構成員への意見照会の結果、一般市区町村の規模では当該機能のニーズは低いとの意見があったため、当該機能は一般市区町村においては標準オプション機能とする。	【第6.0版】機能ID:0010152から変更旧氏の振り仮名政令改正に伴い旧氏の振り仮名を追加修正	令和8年4月1日
機能要件	5 証明	5.3 振り仮名・フリガナ	—	修正	0010589 0040657	住民票の写し(世帯連記式を含む。)、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書、住民票除票記載事項証明書、転出証明書、転出証明書に準ずる証明書、住民基本台帳の一部の写し(閲覧用)及び職権記載等通知書において、それぞれの氏名及び旧氏の項目の上の振り仮名欄に、法第7条の記載事項として住民票に記載された日本人氏名及び旧氏の振り仮名をカタカナで記載する。 なお、日本人の氏又は名のみでの振り仮名を記載する場合並びに氏及び名の振り仮名のいずれも記載しない場合は、以下のように記載すること。 (例示については、シート「帳票関連項目等一覧」を参照)	◎	◎	◎	日本人氏名及び旧氏の振り仮名について、戸籍において氏名の振り仮名が法令上の記載事項とされ、法第7条における住民票の記載事項とすることとされたことから、住民票の写し等に氏名の振り仮名の項目を設けて記載する。 なお、令和5年改正戸籍法の施行日から起算して1年以内は、日本人の氏又は名のみでのそれぞれの振り仮名が届出されることが想定されるため、「日本人氏名の振り仮名公証フラグ」により、日本人住民の氏又は名のみでの振り仮名が戸籍における振り仮名の届出の受理地又は本籍地から連携され、法第7条の住民票記載事項として住民票に記載されていることを確認し、当該振り仮名が住民票の写し等に記載できる必要がある。住民票の写し等において、氏又は名のみが記載されている場合は、記載されていない氏又は名の振り仮名については、氏名の振り仮名欄に「【氏空欄】」、「【名空欄】」と表記することとする。氏及び名ともに記載されていない日本人氏名の振り仮名については、項目名及び項目内容を＊表示とする。また、住民票の除票の写し及び住民票除票記載事項証明書においては、改正戸籍法の施行日から1年を経過した後も、氏名の振り仮名が記載される者と記載されない者が混在し続けるため、「日本人氏名の振り仮名公証フラグ」にて公証されていることが確認された者における日本人氏名の振り仮名のみ記載することに留意すること。 旧氏の振り仮名を住民票の記載事項とする住民基本台帳法施行令の一部改正施行日から1年以内は、住所地市区町村に対し、旧氏の振り仮名が請求されることが想定されるため、「旧氏の振り仮名公証フラグ」により、旧氏の振り仮名が公証されていることが確認された者における旧氏の振り仮名について住民票の写し等に記載できる必要がある。	【第6.0版】機能ID:0010557から変更旧氏の振り仮名政令改正に伴い「旧氏の振り仮名公証フラグ」に関する機能を追加修正及び「要件の考え方・理由」を補記	令和8年4月1日
機能要件	5 証明	5.3 振り仮名・フリガナ	—	修正	0010590 0040658	住民票の写し(世帯連記式を含む。)、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書、住民票除票記載事項証明書、転出証明書、転出証明書に準ずる証明書及び住民基本台帳の一部の写し(閲覧用)の氏名(外国人住民のみ)、旧氏及び通称の項目は、それぞれの項目の内容の後に括弧書きでカタカナによるフリガナを記載するかどうかを選択でき、記載することを選択した場合、以下のように記載すること。 (例示については、シート「帳票関連項目等一覧」を参照)	○	○	○	並びに外国人氏名及び通称のフリガナについては、住民票の記載事項として法に規定されておらず、市区町村がその読み方を認定するという性格のものではないが、市区町村によっては、住民サービスの観点等により、住民の求めに対して住民票の写し等に旧氏並びに外国人氏名及び通称のフリガナを付記することとしている例があることを踏まえ、標準仕様書上、【実装必須機能】に加えるべきではないものの、当該市区町村の責任において引き続きサービスを提供することを妨げることはしないこととし、【標準オプション機能】として整理したものである。 旧氏並びに外国人氏名及び通称のフリガナの配置については、住民票の記載事項である日本人氏名の振り仮名と区別するため、振り仮名個別に欄に記載するのではなく、各項目の記載内容の後ろに、括弧書きで表記することとする。 外国人住民における住民票の写し等において、氏名の振り仮名欄は、他の項目と同様、項目名及び項目内容を＊表示すること(20.0.2参照)。	【第6.0版】機能ID:0010558から変更旧氏の振り仮名政令改正に伴い、旧氏の振り仮名公証フラグに関する機能を追加修正及び「要件の考え方・理由」を補記	—
機能要件	5 証明	5.3 振り仮名・フリガナ	—	修正	0010591 0040659	住民票の写し(世帯連記式を含む。)、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書、住民票除票記載事項証明書、転出証明書、転出証明書に準ずる証明書、住民基本台帳の一部の写し(閲覧用)及び職権記載等通知書の日本人氏名及び旧氏の振り仮名欄以外の項目に、日本人氏名及び旧氏の振り仮名を記載できること。	×	×	×	—	【第6.0版】機能ID:0010559から変更旧氏の振り仮名政令改正に伴い、日本人氏名及び旧氏の振り仮名欄の取扱いに関する実装不可機能を追加修正	—
機能要件	5 証明	5.3 振り仮名・フリガナ	—	修正	0010592 0040660	住民票の写し(世帯連記式を含む。)、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書、住民票除票記載事項証明書、転出証明書、転出証明書に準ずる証明書及び住民基本台帳の一部の写し(閲覧用)の氏名、旧氏及び通称以外の項目に、旧氏並びに外国人氏名及び通称のフリガナを記載できること。	×	×	×	—	【第6.0版】機能ID:0010560から変更旧氏の振り仮名政令改正に伴い、フリガナの取扱いの記載を修正	—
機能要件	5 証明	5.3 振り仮名・フリガナ	—	修正	0010593 0040664	括弧書き以外の方法で旧氏並びに外国人氏名及び通称のフリガナを記載できること。	×	×	×	—	【第6.0版】機能ID:0010561から変更旧氏の振り仮名政令改正に伴い、フリガナの取扱いの記載を修正	—
機能要件	5 証明	5.3 振り仮名・フリガナ	—	修正	0010594 0040662	日本人氏名及び旧氏の振り仮名、旧氏並びに外国人氏名及び通称のフリガナをひらがなにより記載できること。	×	×	×	—	【第6.0版】機能ID:0010562から変更旧氏の振り仮名政令改正に伴い、フリガナの取扱いの記載を修正	—
機能要件	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目	—	修正	0010595 0040630	論理的には成立するが特に注意を要する入力等(少なくとも「アラート項目一覧」に記載のもの)は、アラート(※)として注意喚起すること。 (シート「エラー・アラート項目一覧」を参照) ※アラート:論理的には成立するが特に注意を要する入力等について、注意喚起の表示を経た上で、当該入力等を確定できるもの	◎	◎	◎	標準化に当たっては、論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等を抑止するためのものをエラー、論理的には成立するが特に注意を要する入力等に注意喚起するものをアラートとし、その両方について、抑止・注意喚起すべき場面を整理して、本仕様書に盛り込む。ただし、具体的なエラーメッセージの文言やそれを表示する場面等、エラー・アラートをシステム入力者等に伝える方法については、画面遷移の体系や入力確認の方法等によっても異なるため、標準仕様として規定しない。	【第6.0版】機能ID:0010530から変更旧氏の振り仮名政令改正に伴い、シート「エラー・アラート項目一覧」の新規追加及び修正	令和8年4月1日
様式・帳票要件	—	—	20.0.2 各項目の記載	修正	0010596 0040666	記載する項目のうち、当該項目について、記載すべきものがない項目(例:転入後、転居していない場合の(住所を定めた年月日)、出生に伴い、住民票を記載した場合の「転入前住所」、旧氏を設定していない場合の「旧氏」等)については、項目内容を「【空欄】」と表示すること。ただし、日本人氏名の振り仮名において、氏及び名の振り仮名のいずれも法第7条に基づく記載事項として住民票に記載されていない場合は、項目名及び項目内容を＊表示とする。同様に、旧氏の振り仮名において、旧氏の振り仮名を住民票の記載事項とする住民基本台帳法施行令の一部改正の施行日から1年以内の旧氏の振り仮名の請求期間に限り、法第7条の住民票記載事項として住民票に旧氏の振り仮名が記載されていない場合は、項目名及び項目内容を＊表示とする。なお、日本人氏名及び日本人氏名の振り仮名について、それぞれの氏又は名の一方に空欄がある場合は、当該空欄部分について「【氏空欄】」又は「【名空欄】」と記載する。 ただし、法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届及び転居予約を利用した転居届については証明書ではなく、届出書であることから、記載すべきものがない項目の表記に関しては、その限りでない。	◎	◎	◎	記載する項目のうち、記載すべきものがない項目については、項目名を表示し内容を空欄とすることで該当がない旨の証明とするため、項目名は該当がある場合と同様に表示する。ただし、改ざん防止のため、項目内容を「【空欄】」と表示することとした。 ただし、日本人氏名の振り仮名については、令和5年改正法の施行日時点で全ての日本人氏名の振り仮名は空欄となり、届出が行われな限りは空欄のままである状況を踏まえると、氏及び名の振り仮名のいずれも記載されていない場合は、項目名及び項目内容を＊表示することとした。	【第6.0版】機能ID:0010566から変更旧氏の振り仮名政令改正に伴い、旧氏の振り仮名の記載方法を追加修正	令和8年4月1日
様式・帳票要件	—	—	20.0.3 異動履歴の記載	修正	0010597 0040667	住民票の写し(世帯連記式でないものに限る。)(20.1.1参照)、住民票記載事項証明書(世帯連記式でないものに限る。)&及び住民票除票記載事項証明書(20.1.2参照)、住民票の除票の写し(20.1.4参照)には、異動履歴を記載するかどうかを選択でき、記載することを選択した場合、以下のように記載すること。 (シート「帳票関連項目等一覧」を参照) ただし、特別の請求又は必要である旨の申出に基づき表示する項目に関する異動履歴については、異動履歴の特別の請求又は必要である旨の申出があった場合、市区町村長の判断で当該項目自体を表示して交付する場合にのみ記載すること。	◎	◎	◎	異動履歴については、特別の請求があった場合は、住民票の写し等に記載される。市区町村・システムベンダごとに記載方法が様々であるが、構成員及び準構成員への意見照会を踏まえ、異動履歴は統合記載欄に表示し、構造化して記載することとする。	【第6.0版】機能ID:0010567から変更旧氏の振り仮名政令改正に伴い、シート「帳票関連項目等一覧」を追加修正。 日本人住民の振り仮名の初回記載に関する履歴事由修正に伴い、シート「帳票関連項目等一覧」を修正。	令和8年4月1日
様式・帳票要件	—	—	20.0.3 異動履歴の記載	修正	0010598 0040668	なお、日本人氏名の振り仮名が、戸籍における振り仮名の届出の受理地又は本籍地から連携される振り仮名によって、法第7条に基づく記載事項として住民票にそれぞれ初めて記載される場合及び旧氏の振り仮名が住民票の記載事項として住民票に初めて記載される場合、便宜上自治体が保持している公証前の振り仮名の修正ではなく、新たに振り仮名を記載したものとして履歴を記載すること。この場合、異動前の氏名及び旧氏の振り仮名には便宜上保持していた振り仮名を記載せず、空欄とすること。また、氏又は名の振り仮名のいずれかが先に住民票の記載事項として記載され、後から当該振り仮名以外が記載される場合にも履歴を記載すること。	◎	◎	◎	【第6.0版】機能ID:0010568から変更旧氏の振り仮名政令改正に伴い、旧氏の振り仮名の記載方法を追加修正	令和8年4月1日	
様式・帳票要件	—	20.1 住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	修正	0010599 0040669	住民票の写し(世帯連記式を含まない。)に記載する項目は以下のとおりとすること。 (シート「項目詳細一覧」を参照) 統合記載欄に、異動履歴(※)、通称の記載及び削除に関する事項(※)並びに備考(※)を記載できること。 (※)を付している項目については、省略の指定ができること。	◎	◎	◎	—	【第6.0版】機能ID:0010569から変更旧氏の振り仮名政令改正に伴い、シート「項目詳細一覧」に項目を追加修正	令和8年4月1日

住民記録システム

機能・帳票要件【6.0版】案_機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、－:対象外

要件種別	機能名称			改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
		中分類	小分類				指定都市	中核市	一般市区町村			
様式・帳票要件	－	20.1 住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	修正	0010600 0010670	住民票の写し(世帯連記式を含まない。)に以下の項目を記載すること。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	○	○	○	－	【第6.0版】機能ID:0010570から変更 氏名の振り仮名初回記載における異動事由の修正及び旧氏の振り仮名政 令改正に伴い、シート「項目詳細一覧」の項目名称を修正	－
様式・帳票要件	－	20.1 住民票の写し等	20.1.2 住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書	補記	0010471	住民票記載事項証明書及び住民票除票記載事項証明書について、20.1.1、20.1.2及び20.1.3に規定する住民票の写し及び住民票の除票の写しの記載項目のうち、記載するかどうかを任意に選択した上で、直接印刷により出力できること。	◎	◎	◎	記載事項証明書については、分科会における議論の結果、記載しない項目の項目名及び項目内容を＊表示とした上で、写しと同じ様式を兼用することとした。 日本人住民について本籍・筆頭者のいずれかを記載しないこととした場合や、外国人住民について在留資格・在留期間等・満了日のいずれかを記載しないこととした場合に、他の項目も連動して記載しないこととする機能をカスタマイズ実装している市区町村もあるが、これらのうち一部のみを記載しないことも制度上、否定されないこと、分科会での議論の結果、片方の項目だけを表示させたいというニーズもあるという意見があったため、このような機能は不要とする(当該機能は画面操作に関する機能であるが、カスタマイズの発生源となっているため、本仕様書の整理対象とする。)。 記載事項証明においては原則全ての項目について記載するかどうかを任意に選択できることとしているが、「旧氏併記に係る質疑応答の追加について」(令和元年9月11日総行住第86号)問15において、旧氏記載者から旧氏の記載を省略した住民票記載事項証明書の交付の請求があった場合の対応について、「住民票に記載されることとされた旧氏は、必ず氏名と併記しなければならず、氏名を補充して居住関係を公証する機能を有することから、旧氏の記載を省略することなく、氏名と旧氏は併せて記載して交付すべきである」としているとおり、記載事項証明書においても氏名と旧氏及び旧氏の振り仮名については併せて記載する必要がある。通称についても令第30条の16により同様の取扱いとなっていることに留意すること。	【第6.0版】旧氏の振り仮名政令改正に伴い、「要件の考え方・理由」を補記	令和8年4月1日
様式・帳票要件	－	20.1 住民票の写し等	20.1.3 住民票の写し(世帯連記式)	修正	0010601 0010674	住民票の写し(世帯連記式)に記載する項目は以下のとおりとすること。 (シート「項目詳細一覧」を参照) (※)を付している項目については、省略の指定ができること。	◎	◎	◎	－	【第6.0版】機能ID:0010571から変更 旧氏の振り仮名政令改正に伴い、シート「項目詳細一覧」に項目を追加修正	令和8年4月1日
様式・帳票要件	－	20.1 住民票の写し等	20.1.3 住民票の写し(世帯連記式)	修正	0010602 0010672	住民票の写し(世帯連記式)に以下の項目を記載すること。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	○	○	○	－	【第6.0版】機能ID:0010572から変更 旧氏の振り仮名政令改正に伴い、シート「項目詳細一覧」の項目名称を修正	－

住民記録システム

機能・帳票要件【8.0版】※_項目詳細一覧

機能ID	項目分類①	項目分類②	項目分類③	項目詳細
0010580 0040626	住民票記載事項に当たる項目（法第7条各号関係）	—	—	氏名
0010580 0040626	住民票記載事項に当たる項目（法第7条各号関係）	—	—	氏名の振り仮名（1.1.18参照）
0010580 0040626	住民票記載事項に当たる項目（法第7条各号関係）	—	—	旧氏
0010580 0040626	住民票記載事項に当たる項目（法第7条各号関係）	—	—	旧氏の振り仮名（1.1.18参照）
0010580 0040626	住民票記載事項に当たる項目（法第7条各号関係）	—	—	生年月日（和暦で管理すること。）
0010580 0040626	住民票記載事項に当たる項目（法第7条各号関係）	—	—	性別
0010580 0040626	住民票記載事項に当たる項目（法第7条各号関係）	—	—	世帯主の氏名及び世帯主との続柄
0010580 0040626	住民票記載事項に当たる項目（法第7条各号関係）	—	—	世帯主である旨（世帯主である場合）
0010580 0040626	住民票記載事項に当たる項目（法第7条各号関係）	—	—	戸籍の表示（本籍・筆頭者）
0010580 0040626	住民票記載事項に当たる項目（法第7条各号関係）	—	—	住民となった年月日
0010580 0040626	住民票記載事項に当たる項目（法第7条各号関係）	—	—	住所（方書を含む。）
0010580 0040626	住民票記載事項に当たる項目（法第7条各号関係）	—	—	住所を定めた年月日
0010580 0040626	住民票記載事項に当たる項目（法第7条各号関係）	—	—	届出の年月日
0010580 0040626	住民票記載事項に当たる項目（法第7条各号関係）	—	—	転入前住所（国外を含む。）
0010580 0040626	住民票記載事項に当たる項目（法第7条各号関係）	—	—	個人番号
0010580 0040626	住民票記載事項に当たる項目（法第7条各号関係）	—	—	選挙人名簿への登録の有無
0010580 0040626	住民票記載事項に当たる項目（法第7条各号関係）	—	—	国民健康保険の被保険者該当の有無
0010580 0040626	住民票記載事項に当たる項目（法第7条各号関係）	—	—	国民健康保険の資格取得年月日
0010580 0040626	住民票記載事項に当たる項目（法第7条各号関係）	—	—	国民健康保険の資格喪失年月日
0010580 0040626	住民票記載事項に当たる項目（法第7条各号関係）	—	—	後期高齢者医療の被保険者該当の有無
0010580 0040626	住民票記載事項に当たる項目（法第7条各号関係）	—	—	後期高齢者医療の資格取得年月日
0010580 0040626	住民票記載事項に当たる項目（法第7条各号関係）	—	—	後期高齢者医療の資格喪失年月日
0010580 0040626	住民票記載事項に当たる項目（法第7条各号関係）	—	—	介護保険の被保険者該当の有無
0010580 0040626	住民票記載事項に当たる項目（法第7条各号関係）	—	—	介護保険の資格取得年月日
0010580 0040626	住民票記載事項に当たる項目（法第7条各号関係）	—	—	介護保険の資格喪失年月日
0010580 0040626	住民票記載事項に当たる項目（法第7条各号関係）	—	—	国民年金の被保険者該当の有無
0010580 0040626	住民票記載事項に当たる項目（法第7条各号関係）	—	—	国民年金の基礎年金番号
0010580 0040626	住民票記載事項に当たる項目（法第7条各号関係）	—	—	国民年金の種別
0010580 0040626	住民票記載事項に当たる項目（法第7条各号関係）	—	—	国民年金の種別の変更があった年月日
0010580 0040626	住民票記載事項に当たる項目（法第7条各号関係）	—	—	国民年金の資格取得年月日
0010580 0040626	住民票記載事項に当たる項目（法第7条各号関係）	—	—	国民年金の資格喪失年月日
0010580 0040626	住民票記載事項に当たる項目（法第7条各号関係）	—	—	児童手当の支給開始年月
0010580 0040626	住民票記載事項に当たる項目（法第7条各号関係）	—	—	児童手当の支給終了年月
0010580 0040626	住民票記載事項に当たる項目（法第7条各号関係）	—	—	住民票コード
0010580 0040626	住民票の除票固有の記載事項に当たる項目	—	—	消除事由（転出、改製、死亡等）
0010580 0040626	住民票の除票固有の記載事項に当たる項目	—	—	転出先住所（予定）
0010580 0040626	住民票の除票固有の記載事項に当たる項目	—	—	事由の生じた年月日（転出の場合にあっては、転出予定年月日又は転入通知に記載された転入日のいずれか早い日）
0010580 0040626	住民票のその他の項目	—	—	宛名番号
0010580 0040626	住民票のその他の項目	—	—	世帯番号
0010580 0040626	住民票のその他の項目	—	—	世帯員の並び順（5.2参照）
0010580 0040626	住民票のその他の項目	—	—	異動履歴として管理する各項目（12.1参照）
0010580 0040626	住民票のその他の項目	—	—	住民状態（住民）
0010580 0040626	住民票のその他の項目	—	—	住民種別（日本人住民・外国人住民）
0010580 0040626	住民票のその他の項目	—	—	証明書の交付履歴（1.3.8参照）
0010580 0040626	住民票のその他の項目	—	—	抑止フラグ
0010580 0040626	住民票のその他の項目	—	—	備考（1.1.14参照）
0010580 0040626	住民票のその他の項目	—	—	メモ（1.1.15参照）
0010580 0040626	住民票のその他の項目	—	—	氏名の振り仮名公証フラグ（1.1.18参照）
0040626	住民票のその他の項目	—	—	旧氏のフリガナ（1.1.18参照）

住民記録システム

機能・帳票要件【8.0版】表_項目詳細一覧

機能ID	項目分類①	項目分類②	項目分類③	項目詳細
0010580 0010576	住民票のその他の項目	—	—	旧氏の振り仮名フリガナ公証確認フラグ(1.1.18参照)
0010580 0010576	住民票のその他の項目	—	—	住所コード
0010580 0010576	住民票のその他の項目	—	—	住所の郵便番号
0010580 0010576	住民票のその他の項目	—	—	転入前住所の住所コード及びその郵便番号
0010580 0010576	住民票のその他の項目	—	—	最終登録住所地(4.1.1.4参照)
0010580 0010576	住民票のその他の項目	—	—	個人番号カードの発行状況
0010580 0010576	住民票のその他の項目	—	—	成年被後見人の該当有無
0010580 0010576	住民票のその他の項目	—	—	成年被後見人の審判確定日
0010580 0010576	住民票のその他の項目	—	—	成年被後見人の登記日
0010580 0010576	住民票のその他の項目	—	—	成年被後見人である旨を知った日
0010580 0010576	住民票のその他の項目	—	—	改製記載年月日(改製記載の場合)
0010580 0010576	住民票のその他の項目	—	—	再製記載年月日(再製記載の場合)
0010580 0010576	住民票のその他の項目	—	—	カード利用者証明用電子証明書シリアル番号
0010580 0010576	住民票の除票固有のその他の項目	—	—	転出先住所(確定)
0010580 0010576	住民票の除票固有のその他の項目	—	—	届出の年月日
0010580 0010576	住民票の除票固有のその他の項目	—	—	転入通知年月日
0010580 0010576	住民票の除票固有のその他の項目	—	—	転出年月日(確定)
0010580 0010576	住民票の除票固有のその他の項目	—	—	改製消除年月日(改製消除の場合)
0010580 0010576	住民票の除票固有のその他の項目	—	—	住民状態(転出・死亡・消除等)
0010580 0010576	住民票の除票固有のその他の項目	—	—	転出先住所(予定)の住所コード及びその郵便番号
0010580 0010576	住民票の除票固有のその他の項目	—	—	転出先住所(確定)の住所コード及びその郵便番号
0010002	—	—	—	旧世帯主(転入前の世帯主の氏名)
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	氏名(ローマ字)
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	氏名(漢字)
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	通称
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	通称を記載した年月日
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	通称を記載した市区町村
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	通称を削除した年月日
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	通称を削除した市区町村
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	生年月日(廃廃で管理すること)
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	性別
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	世帯主の氏名及び世帯主との続柄
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	世帯主である旨(世帯主である場合)
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	住所を定めた年月日
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	住所(方角を含む)
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	届出の年月日
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	転入前住所(国外を含む)
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	個人番号
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	国民健康保険の被保険者該当の有無
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	国民健康保険の資格取得年月日
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	国民健康保険の資格喪失年月日
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	後期高齢者医療の被保険者該当の有無
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	後期高齢者医療の資格取得年月日
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	後期高齢者医療の資格喪失年月日
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	介護保険の被保険者該当の有無
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	介護保険の資格取得年月日
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	介護保険の資格喪失年月日
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	国民年金の被保険者該当の有無
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	国民年金の基準年金等級
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	国民年金の種別
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	国民年金の種別の変更があった年月日
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	国民年金の資格取得年月日
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	国民年金の資格喪失年月日
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	児童手当の受給開始年月
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	児童手当の受給終了年月
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	住民票コード
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	外国に住民となった年月日
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	国・自治体
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	法第30条の45の表に規定する区分ごとの事項 中長期在留者 中長期在留者である旨
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	法第30条の45の表に規定する区分ごとの事項 中長期在留者 在留資格
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	法第30条の45の表に規定する区分ごとの事項 中長期在留者 在留期間
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	法第30条の45の表に規定する区分ごとの事項 一時庇護許可者 一時庇護許可者である旨
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	法第30条の45の表に規定する区分ごとの事項 特別永住者 特別永住者である旨
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	法第30条の45の表に規定する区分ごとの事項 特別永住者 特別永住者証明書の番号
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	法第30条の45の表に規定する区分ごとの事項 一時庇護許可者 一時庇護許可者である旨
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	法第30条の45の表に規定する区分ごとの事項 仮滞在者 仮滞在である旨
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	法第30条の45の表に規定する区分ごとの事項 経過滞在者 出生又は国籍喪失による経過滞在者である旨
0010577	住民票記載事項に当たる項目	—	—	消除事由(転出、改製、死亡等)
0010577	住民票の除票固有者の記載事項に当たる項目	—	—	転出先住所(予定)
0010577	住民票の除票固有者の記載事項に当たる項目	—	—	事由の生じた年月日(転出の場合にあっては、転出予定年月日又は転入通知に記載された転入日のいずれか早い日)
0010577	住民票のその他の項目	—	—	別名番号
0010577	住民票のその他の項目	—	—	世帯番号

住民記録システム

機能・帳票要件【8.0版】案_項目詳細一覧

機能ID	項目分類①	項目分類②	項目分類③	項目詳細
0010577	住民票のその他の項目	—	—	世帯員の並び順(5.2参照)
0010577	住民票のその他の項目	—	—	異動履歴として管理する各項目(1.2.1参照)
0010577	住民票のその他の項目	—	—	住民状態(住民)
0010577	住民票のその他の項目	—	—	住民種別(日本人住民・外国人住民)
0010577	住民票のその他の項目	—	—	証明書の交付履歴(1.3.8参照)
0010577	住民票のその他の項目	—	—	印別フラグ
0010577	住民票のその他の項目	—	—	備考(1.1.14参照)
0010577	住民票のその他の項目	—	—	メモ(1.1.15参照)
0010577	住民票のその他の項目	—	—	氏名のフリガナ(1.1.18参照)
0010577	住民票のその他の項目	—	—	氏名のフリガナ確認フラグ(1.1.18参照)
0010577	住民票のその他の項目	—	—	通称のフリガナ(1.1.18参照)
0010577	住民票のその他の項目	—	—	通称のフリガナ確認フラグ(1.1.18参照)
0010577	住民票のその他の項目	—	—	通称を記載した市区町村コード
0010577	住民票のその他の項目	—	—	通称を削除した市区町村コード
0010577	住民票のその他の項目	—	—	氏名のカナカナ表記
0010577	住民票のその他の項目	—	—	住所コード
0010577	住民票のその他の項目	—	—	住所の郵便番号
0010577	住民票のその他の項目	—	—	転入前住所の住所コード及びその郵便番号
0010577	住民票のその他の項目	—	—	最終登録住所地(4.1.1.4参照)
0010577	住民票のその他の項目	—	—	住居地の届出の有無
0010577	住民票のその他の項目	—	—	法第30条の46転入である旨
0010577	住民票のその他の項目	—	—	法第30条の47届出である旨
0010577	住民票のその他の項目	—	—	個人番号カードの発行状況
0010577	住民票のその他の項目	—	—	成年被後身人の該当有無
0010577	住民票のその他の項目	—	—	成年被後身人の審判確定日
0010577	住民票のその他の項目	—	—	成年被後身人の登記日
0010577	住民票のその他の項目	—	—	成年被後身人である旨を知った日
0010577	住民票のその他の項目	—	—	改製記載年月日(改製記載の場合)
0010577	住民票のその他の項目	—	—	複製記載年月日(複製記載の場合)
0010577	住民票のその他の項目	—	—	カード利用者証明用電子証明書シリアル番号
0010577	住民票の除票固有のその他の項目	—	—	転出先住所(確定)
0010577	住民票の除票固有のその他の項目	—	—	届出の年月日
0010577	住民票の除票固有のその他の項目	—	—	転入通知年月日
0010577	住民票の除票固有のその他の項目	—	—	転出年月日(確定)
0010577	住民票の除票固有のその他の項目	—	—	改製消除年月日(改製消除の場合)
0010577	住民票の除票固有のその他の項目	—	—	住民状態(転出・死亡・消除等)
0010577	住民票の除票固有のその他の項目	—	—	転出先住所(予定)の住所コード及びその郵便番号
0010577	住民票の除票固有のその他の項目	—	—	転出先住所(確定)の住所コード及びその郵便番号
0010004	—	—	—	旧世帯主(転入前の世帯主)の氏名
0010004	—	—	—	氏名優先区分(1.1.19参照)
0010004	—	—	—	特別永住者証明書交付年月日(4.5.7参照)
0010004	—	—	—	特別永住者証明書有効期限(8.2.1参照)
0010017	住民票の除票固有の記載事項	—	—	消除事由(転出、改製、死亡等)
0010017	住民票の除票固有の記載事項	—	—	転出先住所(予定)
0010017	住民票の除票固有の記載事項	—	—	事由の生じた年月日(転出の場合にあっては、転出予定年月日又は転入通知に記載された転入日のいずれか早い日)
0010017	住民票の除票のその他の項目	—	—	転出先住所(確定)
0010017	住民票の除票のその他の項目	—	—	届出の年月日
0010017	住民票の除票のその他の項目	—	—	転入通知年月日
0010017	住民票の除票のその他の項目	—	—	転出年月日(確定)
0010017	住民票の除票のその他の項目	—	—	改製消除年月日(改製消除の場合)
0010017	住民票の除票のその他の項目	—	—	住民状態(転出・死亡・消除等)
0010017	住民票の除票のその他の項目	—	—	転出先住所(予定)の住所コード及びその郵便番号
0010017	住民票の除票のその他の項目	—	—	転出先住所(確定)の住所コード及びその郵便番号
0010537	空欄を許容しない項目	—	—	日本人住民の氏名
0010537	空欄を許容しない項目	—	—	生年月日
0010537	空欄を許容しない項目	—	—	籍の表示(本籍・筆頭者)
0010537	空欄を許容しない項目	—	—	住民となった年月日
0010537	空欄を許容しない項目	—	—	住所
0010537	空欄を許容しない項目	—	—	住民票コード(除票の場合を除く。)
0010537	空欄を許容しない項目	—	—	外国人住民となった年月日
0010537	空欄を許容しない項目	—	—	法第30条の45の表に規定する区分ごとの事項 中長期在留者である旨
0010537	空欄を許容しない項目	—	—	法第30条の45の表に規定する区分ごとの事項 在留カードの番号(除票の場合を除く。)
0010537	空欄を許容しない項目	—	—	法第30条の45の表に規定する区分ごとの事項 特別永住者である旨
0010537	空欄を許容しない項目	—	—	法第30条の45の表に規定する区分ごとの事項 特別永住者証明書の番号
0010537	空欄を許容しない項目	—	—	法第30条の45の表に規定する区分ごとの事項 一時応請許可者である旨
0010537	空欄を許容しない項目	—	—	法第30条の45の表に規定する区分ごとの事項 上陸期間
0010537	空欄を許容しない項目	—	—	法第30条の45の表に規定する区分ごとの事項 仮滞在許可者である旨
0010537	空欄を許容しない項目	—	—	法第30条の45の表に規定する区分ごとの事項 仮滞在期間
0010537	空欄を許容しない項目	—	—	法第30条の45の表に規定する区分ごとの事項 出生による経過滞在者である旨
0010537	空欄を許容しない項目	—	—	法第30条の45の表に規定する区分ごとの事項 国籍喪失による経過滞在者である旨
0010537	空欄を許容しない項目	—	—	姓名漢字
0010537	空欄を許容しない項目	—	—	世帯番号
0010538	不詳日入力一覧	—	—	「令和〇〇年頃」
0010538	不詳日入力一覧	—	—	「令和〇〇年〇〇月頃」
0010538	不詳日入力一覧	—	—	「令和〇〇年〇〇月〇〇日頃」
0010538	不詳日入力一覧	—	—	「推定令和〇〇年〇〇月〇〇日」
0010538	不詳日入力一覧	—	—	「推定令和〇〇年〇〇月」
0010538	不詳日入力一覧	—	—	「令和〇〇年〇(春/夏/秋/冬)」
0010538	不詳日入力一覧	—	—	「令和〇〇年〇月〇〇(上/中/下)旬」
0010538	不詳日入力一覧	—	—	「令和〇〇年〇月〇〇(上/中/下)旬頃」
0010538	不詳日入力一覧	—	—	「年月日不詳」
0010538	不詳日入力一覧	—	—	「令和〇〇年 月日不詳」
0010538	不詳日入力一覧	—	—	「令和〇〇年〇〇月 日不詳」
0010538	不詳日入力一覧	—	—	「令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで」
0010538	不詳日入力一覧	—	—	「令和〇〇年〇〇月推定〇〇月〇〇日から〇〇日まで」
0010538	不詳日入力一覧	—	—	「令和〇〇年〇〇月〇〇日頃から〇〇日頃までの間」
0010538	外国人住民の生年月日不詳日入力一覧	—	—	「(西暦)〇〇〇〇年〇〇月〇〇日」
0010538	外国人住民の生年月日不詳日入力一覧	—	—	「(西暦)〇〇〇〇年〇〇月〇〇日」
0010030	—	—	—	(1) 世帯主
0010030	—	—	—	(2) 夫、妻、未(未婚)、妻(未婚)、子、子(の妻)、子(子の妻)、父、母、兄、姉、弟及び妹
0010030	—	—	—	(3) (2)を4世代までの「でつなげたもの(例:子の子の子の子)」
0010030	—	—	—	(4) 縁故者
0010030	—	—	—	(5) 同居人
0010583	当初受付市区町村で管理すべきデータベース上の項目	支援措置申出書情報	申出者に関する項目	氏名
0010583	当初受付市区町村で管理すべきデータベース上の項目	支援措置申出書情報	申出者に関する項目	生年月日

機能・帳票要件【6.0版】案_項目詳細一覧

[illegible]

機能・帳票要件【6.0版】案 項目詳細一覧

[illegible]

住民記録システム

機能・検索条件【8.0版】表_項目詳細一覧

機能ID	項目分類①	項目分類②	項目分類③	項目詳細
0010047	—	—	—	届出日(令第11条に規定する届出の場合に限る。4102参照)
0010047	—	—	—	申出日(「申出による職権記載等」(4205参照)及び「通称の記載・削除」(117参照)の場合に限る。)
0010047	—	—	—	通知日
0010047	—	—	—	請求日(「旧氏の記載・変更・削除」(117参照)の場合に限る。)
0010047	—	—	—	入力場所
0010047	—	—	—	入力担当者
0010047	—	—	—	留意事項(1114参照)
0010586	記載の事由	—	—	国内転入
0010586	記載の事由	—	—	国外転入等
0010586	記載の事由	—	—	出生
0010586	記載の事由	—	—	職権記載(帰化等)(※日本人住民のみ)
0010586	記載の事由	—	—	職権記載(国籍喪失)(※外国人住民のみ)
0010586	記載の事由	—	—	職権記載
0010586	記載の事由	—	—	改製
0010586	記載の事由	—	—	再製
0010586	記載の事由	—	—	異動の取消し(増)
0010586	清除の事由	—	—	国内転出
0010586	清除の事由	—	—	国外転出
0010586	清除の事由	—	—	死亡
0010586	清除の事由	—	—	職権清除(帰化等)(※外国人住民のみ)
0010586	清除の事由	—	—	職権清除(国籍喪失)(※日本人住民のみ)
0010586	清除の事由	—	—	職権清除
0010586	清除の事由	—	—	改製
0010586	清除の事由	—	—	異動の取消し(減)
0010586	修正の事由	—	—	転居
0010586	修正の事由	—	—	軽微な修正
0010586	修正の事由	—	—	職権修正
0010586	修正の事由	—	—	誤記修正
0010586	修正の事由	—	—	個人番号の変更請求
0010586	修正の事由	—	—	個人番号の職権修正
0010586	修正の事由	—	—	個人番号の職権記載
0010586	修正の事由	—	—	住民票コードの変更請求
0010586	修正の事由	—	—	住民票コードの職権記載
0010586	修正の事由	—	—	世帯分離
0010586	修正の事由	—	—	世帯合併
0010586	修正の事由	—	—	世帯変更
0010586	修正の事由	—	—	世帯主変更
0010586	修正の事由	—	—	旧氏の記載(旧氏の振りが氏名を含む。)
0010586	修正の事由	—	—	旧氏の変更(旧氏の振りが氏名を含む。)
0010586	修正の事由	—	—	旧氏の削除(旧氏の振りが氏名を含む。)
0010586	修正の事由	—	—	通称の記載
0010586	修正の事由	—	—	通称の削除
0010586	修正の事由	—	—	異動の取消し(修正)
0010070	—	—	—	交付年月日時
0010070	—	—	—	交付場所
0010070	—	—	—	交付対象者
0010070	—	—	—	証明書の種別
0010070	—	—	—	交付区分(本人等請求、公用請求、第三者請求、広域交付)
0010070	—	—	—	記載事項
0010070	—	—	—	枚数
0010070	—	—	—	発行番号
0010070	—	—	—	発行請求者、操作者ID
0010070	—	—	—	区分掲載(随って発行した証明書を区分した場合にはその旨の記録)
0010070	—	—	—	常用平易な文字(戸籍法第50条第1項に規定する常用平易な文字)以外の文字の常用平易な文字への変更に伴う氏名又は住所に係る記載の修正
0010256	—	—	—	文字の固定に伴う氏名又は住所に係る記載の修正
0010256	—	—	—	行政区域、郡、区、市町村内の町界、大字又はこれらの名称の変更に伴う住所に係る記載の修正
0010256	—	—	—	姓番の変更に伴う住所に係る記載の修正
0010256	—	—	—	住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第3条第1項及び第2項又は第4条の規定による住居表示の実施又は変更に伴う住所に係る記載の修正

住民記録システム

機能・帳票要件【6.0版】※_項目詳細一覧

機能ID	項目分類①	項目分類②	項目分類③	項目詳細
0010256	—	—	—	共同住宅、寄宿舎、下宿、病院、診療所、児童福祉施設、ホテル、旅館その他これらに類する用途に供する建築物の名称又は建物の賃貸人の変更に伴う住所に係る記載の修正
0010256	—	—	—	そのほか、総務大臣が適当と認めるものに伴う氏名又は住所に係る記載の修正
0010329	—	—	—	CSに対する個人番号の生成又は変更要求の自動送受信ができること
0010329	—	—	—	送信した本人確認情報、転入通知情報、戸籍の附票記載事項通知情報、転出証明書情報、送付先情報、広域交付住民票情報の照会及び一覧への印字ができること
0010329	—	—	—	送信した本人確認情報、転入通知情報、戸籍の附票記載事項通知情報、転出証明書情報、送付先情報の再送信ができること及び再送信の際は異動事由又は印刷区分を変更して送信できること
0010329	—	—	—	CSとの経過状況を確認できること
0010329	—	—	—	送信データを手入力でも確認でき、送信できること
0010329	—	—	—	一時的に手動連携に切り替えることができること
0010329	—	—	—	管内本籍者と管外本籍者について、戸籍の附票記載事項通知の自動送信ができること
0010329	—	—	—	国外への転出の場合における転出市区町村からの、戸籍の附票記載事項通知の自動送信ができること
0010329	—	—	—	転入等、職権記載等、転出(国外転出)、職権消滅等、転居、職権修正等、住民票コード変更請求及び出生・帰化による住民票コードの職権記載時の戸籍の附票記載事項通知の自動送信(電子カルテ系統への移行に伴う対応、初回発令開始日以降発信対象となる。)ができること
0010329	—	—	—	業務処理に基づいた前住所地(未居地・最終住民登録地を含む。)への転入通知(第9条1項通知)の自動送信ができること
0010329	—	—	—	住民ネットから受信した住民票コード空きコード、転入通知情報と転出証明書情報の取込、一覧表への印字ができること
0010329	—	—	—	住民ネット統一文字との重複が管理できること
0010330	—	—	—	CSへ連携できなかった場合のエラー表示ができること
0010330	—	—	—	指定都市においては、一管者は行政役単位で分割できること
0010579	—	—	—	選挙人名簿における投票権の有無、登録年月日、抹消年月日、投票区、事由等のその他の事項
0010579	—	—	—	国民健康保険の被保険者記号・番号
0010579	—	—	—	後期高齢者医療の被保険者番号
0010579	—	—	—	介護保険の被保険者証の番号
0010579	—	—	—	米穀の配給の受給に関する情報
0010397	—	—	—	現住所については、世帯番号と変更前後の住所が入力されたCSVデータにより、住民記録データの一括更新ができる。
0010397	—	—	—	本籍については、現名番号と変更前後の本籍が入力されたCSVデータにより、住民記録データの一括更新ができる。
0010397	—	—	—	仮処理と本処理ができる。処理結果を確認するための一覧を作成できる。
0010397	—	—	—	抽出時点の対象者と、本処理時点の対象者及び変更前のデータが関連する者(転出予定者を含む。))については、一括更新から除外して構わない。
0010397	—	—	—	一括更新した者について、住民ネットへ本人確認情報、戸籍の附票記載事項通知情報、送付先情報の自動送信ができる。電子証明書の所有の有無の考慮は不要。CSの更新事由は「経撤な修正」とすること。
0010398	—	—	—	一括更新した者について、出入国在留管理庁への市町村通知を自動送信できること。
0010404	①操作ログ	ア 取得対象	—	(a) 照会
0010404	①操作ログ	ア 取得対象	—	(b) 帳票発行
0010404	①操作ログ	ア 取得対象	—	(c) 異動入力(履歴追加)
0010404	①操作ログ	ア 取得対象	—	(d) 異動入力(履歴修正)
0010404	①操作ログ	ア 取得対象	—	(e) 異動入力(履歴削除)
0010404	①操作ログ	ア 取得対象	—	(f) バッチ処理(帳票発行)
0010404	①操作ログ	ア 取得対象	—	(g) バッチ処理(データ更新)
0010404	①操作ログ	ア 取得対象	—	(h) 画面ハードコピー
0010404	①操作ログ	ア 取得対象	—	(i) データ抽出(EUC)
0010404	①操作ログ	イ 記録対象	—	操作者ID
0010404	①操作ログ	イ 記録対象	—	日誌
0010404	①操作ログ	イ 記録対象	—	ファイル名
0010404	①操作ログ	イ 記録対象	—	端末名
0010404	①操作ログ	イ 記録対象	—	オンラインの場合は対象となったレコード(処理対象者等)・機能名・画面名
0010404	①操作ログ	イ 記録対象	—	バッチについては処理名
0010404	①操作ログ	イ 記録対象	—	処理・交付場所
0010404	①操作ログ	イ 記録対象	—	個人番号へのアクセス有無
0010404	②認証ログ	—	—	ログイン及びログアウトのエラー回数等
0010404	③イベントログ	—	—	住民記録システム内で起こった特定の現象・動作の記録。異常イベントやデータベースへのアクセス等のセキュリティに関わる情報
0010404	④連携ログ	—	—	WebサーバとWebアプリケーションサーバ、データベースサーバ等との連携エラー等
0010404	⑤印刷ログ	—	—	印刷者ID
0010404	⑤印刷ログ	—	—	印刷日時
0010404	⑤印刷ログ	—	—	対象ファイル名
0010404	⑤印刷ログ	—	—	印刷プリンタ(又は印刷機末名)
0010404	⑤印刷ログ	—	—	タイトル
0010404	⑤印刷ログ	—	—	枚数
0010404	⑤印刷ログ	—	—	公印出力の有無
0010404	⑤印刷ログ	—	—	個人番号の出力の有無
0010404	⑤印刷ログ	—	—	出力形式(フレーム・印刷・ファイル出力等)
0010404	⑤印刷ログ	—	—	証明書の場合には発行番号等の情報
0010404	⑥時定変更ログ	—	—	管理者による時定変更時の情報
0010404	⑦エラーログ	—	—	住民記録システム上でエラーが発生した際の記録。
0010434	—	—	—	法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届/転居予約を利用した転居届(20.3.1参照)
0010434	—	—	—	支援措置期間終了通知(20.5.1参照)
0010434	—	—	—	住居表示決定通知書(20.5.7参照)
0010437	—	—	—	区画整理等に伴う住所変更通知(20.5.8参照)
0010439	—	—	—	特別永住者証明書有効期間更新案内
0010442	対象事務	—	—	転出証明書に記載のデータ
0010442	対象事務	—	—	転出届
0010442	対象事務	—	—	転居予約
0010452	—	—	—	転入予約
0010452	—	—	—	住民票(原票)
0010452	—	—	—	住民票の除票(原票)
0010452	—	—	—	住民票の除票の写し(世帯連記式)
0010452	—	—	—	住民票除票記載事項証明書(世帯連記式)
0010452	—	—	—	戸籍附票確認通知
0010452	—	—	—	個人番号カード等発給通知書
0010452	—	—	—	戸籍世帯確認通知一紙
0010452	—	—	—	戸籍届出期間経過通知書
0010452	—	—	—	届暫不承認通知書
0010452	—	—	—	戸籍附票照会書
0010463	—	—	—	入力データ更正報告書
0010463	—	—	—	異動事由が「異動修正」、「異動の取消し」である異動履歴及び協記の含まれている異動履歴又は異動の取消しの対象となる異動履歴
0010463	—	—	—	性別の異動を含む異動履歴
0010564	—	—	—	異動履歴に「特別養子縁組」又は「特別養子縁組の離縁」の留意事項がある場合、当該異動履歴を含め、それ以前の全ての異動履歴
0010564	—	—	—	住民異動届に記載のデータ
0010564	—	—	—	住民票の写し等の証明書の交付申請書に記載のデータ
0010569	—	—	—	個人番号カード発給事項(4情報等(住所・氏名・日本人氏名の振仮名・旧氏・通称・生年月日・性別)及び個人番号)
0010569	—	—	—	氏名(ローマ字、漢字を含む。)
0010599	—	—	—	日本人氏名の振仮名
0010599	—	—	—	旧氏

住民記録システム

機能・検索条件[6.0版]表_項目詳細一覧

機能ID	項目分類①	項目分類②	項目分類③	項目詳細
0010599	—	—	—	旧氏の振り仮名
0010599	—	—	—	通称
0010599	—	—	—	生年月日
0010599	—	—	—	性別
0010599	—	—	—	世帯主(※)
0010599	—	—	—	世帯主との続柄(※)
0010599	—	—	—	戸籍の表示(本籍・筆頭者)(※)
0010599	—	—	—	住民となった年月日
0010599	—	—	—	住所を定めた年月日
0010599	—	—	—	住所(方書を含む。)
0010599	—	—	—	届出日
0010599	—	—	—	転入前住所(国外を含む。)
0010599	—	—	—	個人番号(※)
0010599	—	—	—	住民票コード(※)
0010599	—	—	—	外国人住民となった年月日
0010599	—	—	—	国籍・地域(※)
0010599	—	—	—	法第30条の45に規定する区分(※)
0010599	—	—	—	在留期間等(※)
0010599	—	—	—	在留期間の満了の日(※)
0010599	—	—	—	在留資格(※)
0010599	—	—	—	在留カード等の番号(※)
0010600	—	—	—	外国人氏名のフリガナ(1.1.18参照)
0010629	—	—	—	旧氏のフリガナ(1.1.18参照)
0010629	—	—	—	通称のフリガナ(1.1.18参照)
0010601	—	—	—	氏名(ローマ字、漢字を含む。)
0010601	—	—	—	日本人氏名の振り仮名
0010601	—	—	—	旧氏
0010601	—	—	—	旧氏の振り仮名
0010601	—	—	—	通称
0010601	—	—	—	生年月日
0010601	—	—	—	性別
0010601	—	—	—	世帯主(※)
0010601	—	—	—	世帯主との続柄(※)
0010601	—	—	—	戸籍の表示(本籍・筆頭者)(※)
0010601	—	—	—	住民となった年月日
0010601	—	—	—	住所を定めた年月日
0010601	—	—	—	住所(方書を含む。)
0010601	—	—	—	届出日
0010601	—	—	—	転入前住所(国外を含む。)
0010601	—	—	—	個人番号(※)
0010601	—	—	—	住民票コード(※)
0010601	—	—	—	外国人住民となった年月日
0010601	—	—	—	国籍・地域(※)
0010601	—	—	—	法第30条の45に規定する区分(※)
0010601	—	—	—	在留期間等(※)
0010601	—	—	—	在留期間の満了の日(※)
0010601	—	—	—	在留資格(※)
0010601	—	—	—	在留カード等の番号(※)
0010602	—	—	—	外国人氏名のフリガナ(1.1.18参照)
0010672	—	—	—	旧氏のフリガナ(1.1.18参照)

住民記録システム

機能・検索条件【6.0版】表_項目詳細一覧

機能ID	項目分類①	項目分類②	項目分類③	項目詳細
0010602	---	---	---	通称のフリガナ(1.1.18参照)
0010572	---	---	---	あて先
0010574	---	---	---	タイトル
0010574	---	---	---	届出口
0010574	---	---	---	異動日
0010574	---	---	---	異動事由
0010574	---	---	---	新しい住所
0010574	---	---	---	今までの住所
0010574	---	---	---	新しい世帯主
0010574	---	---	---	連絡先
0010574	---	---	---	No.
0010574	---	---	---	異動する(した)人の氏名
0010574	---	---	---	異動する(した)日本人氏名のフリガナ
0010574	---	---	---	異動する(した)外国人氏名のフリガナ
0010574	---	---	---	生年月日
0010574	---	---	---	性別
0010574	---	---	---	住民票コード
0010574	---	---	---	続柄
0010574	---	---	---	個人番号カードの交付の有無
0010574	---	---	---	国民健康保険の被保険者の資格の有無
0010574	---	---	---	後期高齢者医療の被保険者の資格の有無
0010574	---	---	---	介護保険の被保険者の資格の有無
0010574	---	---	---	児童手当の給付の有無
0010574	---	---	---	国民年金の種別
0010574	---	---	---	基礎年金番号
0010575	---	---	---	あて先
0010575	---	---	---	タイトル
0010575	---	---	---	届出口
0010575	---	---	---	異動日
0010575	---	---	---	異動事由
0010575	---	---	---	新しい住所
0010575	---	---	---	今までの住所
0010575	---	---	---	新しい世帯主
0010575	---	---	---	連絡先
0010575	---	---	---	No.
0010575	---	---	---	異動する(した)人の氏名
0010575	---	---	---	異動する(した)日本人氏名のフリガナ
0010575	---	---	---	異動する(した)外国人氏名のフリガナ
0010575	---	---	---	生年月日
0010575	---	---	---	性別
0010575	---	---	---	続柄

住民記録システム

機能・帳票要件【6.0版】案_エラー・アラート項目一覧

分類	No	エラー・アラート項目	(参考)表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する 機能要件 番号	考え方・理由
エラー	1	日本人住民の氏名の入力について、氏と名の間に空白がない場合	日本人住民の氏名には、氏と名の間に空白が必要です。	1.1.1	既存住基システム改造仕様書では、氏と名の間の空欄は必須となっており、住基ネットへの情報連携において、必要な機能と考えられるため。なお、外国人についてはミドルネームがある場合等、氏と名の間に空欄を空けることが適切でないケースもあると考えられるため、日本人の場合のみエラー表示の対象とする。
エラー	2	日本人氏名の振り仮名の氏と名の間に空白がない場合	日本人住民の氏名の振り仮名の氏と名の間に空白がありません。	1.1.1	日本人氏名の振り仮名の入力については、氏と名の間には空白が必要であるため。
エラー	3	項目表記ルールに沿わない表記による入力が行われた場合 (例: 氏名等の全角文字列入力項目において、空白が2文字以上連続で含まれている、全角項目において全角以外が含まれている)	項目表記ルールに沿わない表記で入力がなされています。	1.1.1, 1.1.2	項目表記ルールに従っていない場合は誤入力であるため。
エラー	4	日本人住民に対して外国人住民のみ記載される項目が入力されていた場合又は外国人住民に対して日本人住民のみ記載される項目が入力されていた場合	入力された住民種別に合致しない項目が入力されています。	1.1.1, 1.1.2	転入の際、日本人住民であるのに在留カード番号が入力されている場合等、異なる住民種別の項目が入力されることは誤入力と想定されるため。
エラー	5	住民記録システム内のデータ(仮登録の状態の者を含む。)において、住民票コード、個人番号又は在留カード番号が一致する者がいた場合	既に登録されています。	1.1.1, 1.1.2	住民記録システム内のデータに住民票コード、個人番号、在留カード番号が一致する者がいた場合は入力誤りであると考えられるため。
エラー	6	個人番号のチェックデジットが不正の場合	個人番号のチェックデジットが違います。	1.1.1, 1.1.2	個人番号は誤った場合に誤入力の前後の個人ひもづけ管理ができなくなる、CSとの情報連携ができなくなる等各種手続への影響が大きく、また、入力誤りのリスクが高いにもかかわらず、誤入力した場合の修正に手間と時間が必要になるため。
エラー	7	市区町村内で個人番号の入力が重複している場合(二重付番を防ぐため)	付番済の個人番号が入力されています。	1.1.1, 1.1.2	個人番号は誤った場合に誤入力の前後の個人ひもづけ管理ができなくなる、CSとの情報連携ができなくなる等各種手続への影響が大きく、また、入力誤りのリスクが高いにもかかわらず、誤入力した場合の修正に手間と時間が必要になるため。 なお、市区町村外にも同じ番号を保有する者がいた場合、二重付番を防ぐエラーが必要という意見があったが、住民記録システムで市区町村外の付番状況を確認することはシステム上できないため、同一市区町村内での二重付番のみを防ぐエラーとして整理。 また、4のエラーのみでカバーできるのではないかとの意見もあったが、実際に別人に付番されている個人番号と取り違えた場合にはチェックデジットでは防げないこと、本エラーは全ての準構成員が既実装しており、費用面での問題も小さいと考えられることから、4とは別のエラーとして備える。

住民記録システム

機能・帳票要件【6.0版】案_エラー・アラート項目一覧

分類	No	エラー・アラート項目	(参考)表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する 機能要件 番号	考え方・理由
エラー	8	入力した住民票コードが空き住民票コードとして登録されている場合	入力した住民票コードは新規付番用です。	1.1.1, 1.1.2	空き住民票コードは新規付番用にCSに割り振られており、新規付番の場合は自動付番されるため、入力した住民票コードが空き住民票コードと一致することはあり得ないため。
エラー	9	住民票コードのチェックデジットが不正の場合	住民票コードのチェックデジットが違います。	1.1.1, 1.1.2	住民票コードは誤った場合に誤入力の前後の個人ひもづけ管理ができなくなる、CSとの情報連携ができなくなる等各種手続への影響が大きく、また、入力誤りのリスクが高いにもかかわらず、誤入力した場合の修正に手間と時間が必要になるため。
エラー	10	個人番号の入力と住民票コードの新規自動付番が同時に行われている場合	住民票コードを確認し、既に登録されているものを入力するか、新規付番した住民票コードに適合する個人番号を自動で生成してください。	1.1.1, 1.1.2	個人番号は住民票コードから生成されるため、個人番号を入力することは既に住民票コードは付番済のはずであり、個人番号の入力と住民票コードの新規付番が同時に起こることはあり得ないため。
エラー	11	外国人住民で、在留資格が永住者、高度専門職2号又は特別永住者の場合に、在留期間又は在留期間の満了の日を入力した場合	在留資格が永住者、高度専門職2号又は特別永住者のとき、在留期間・在留期間の満了の日は入力できません。	1.1.2	外国人住民で、在留資格が永住者、高度専門職2号又は特別永住者の場合は、在留期間や在留期間の満了の日は存在しないため、誤入力を防ぐためにエラーとすべきであるため。
エラー	12	入力した在留カード番号の入力形式が異なる場合	在留カード番号の入力形式が正しくありません。	1.1.2	誤った在留カード番号が登録されることを回避するため。
エラー	13	氏名と同一の通称が入力された場合	氏名と同一の通称が入力されています。	1.1.2, 1.1.7	通称と氏名が同一であることは想定されず、入力誤りと考えられるため。
エラー	14	住民票コードが入力されていない又は新規付番されていない場合	住民票コードが空欄です。	1.1.6	住民票コードは住民記録上必須の入力項目であり、入力又は新規付番をしないまま先に進むと連携等各種手続への影響が大きい。
エラー	15	異動入力において、必須項目を入力せずに確定する場合	〇〇が入力されていません。	1.1.6	意見照会を経て、異動入力全体について共通して論理矛盾を防ぐ記載とした。防ぐ対象は画面遷移ではなく、必須項目が空欄となった状態での確定とする。なお、照合課での確認プロセスがある場合も、システム上誤った状態で確定として良い理由にはならないため、本エラーは備えることとする。
エラー	16	暦上日以外の入力が許容されていない項目で、暦上日以外が入力された場合	入力された日付が正しくありません。	1.1.8, 1.1.9	誤った日付が登録されることを回避するため。
エラー	17	世帯主が複数人存在する場合	世帯主が重複しています。	1.1.10	続柄は住基ネットへの連携項目でないため、誤入力に気づく契機が少ないにもかかわらず、現在では情報照会の項目として使用されており、誤入力の場合の影響が大きい。 また、世帯主を切り替える機能を4.1.3.0.1で整理しているため、世帯主が未来日転出の場合も、同時に複数人世帯主がいる状態にはならないため、エラーとして整理する。

住民記録システム

機能・帳票要件【6.0版】案_エラー・アラート項目一覧

分類	No	エラー・アラート項目	(参考)表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する 機能要件 番号	考え方・理由
エラー	18	性別「男」に対し続柄「妻」が入力されている等、性別と続柄に矛盾が生じている場合	性別と続柄に矛盾があります。 男性に女性の続柄、又は女性に男性の続柄が入力されています。	1.1.11	続柄は住基ネットへの連携項目でないため、誤入力に気づく契機が少ないにもかかわらず、現在では情報照会の項目として使用されており、誤入力の場合の影響が大きい。 また、外国人については本国法で認められている場合は、同性の夫婦もあり得るが、その場合は「縁故者」として入力する実務になっているため、「夫」「妻」の表記と性別が矛盾している場合は、国籍にかかわらずエラーとする。 なお、今後制度改正等があった場合はそれに併せて対応する。
エラー	19	日本人について、18歳未満の続柄を「夫」と入力した場合	18歳未満のため、夫を選択することはできません。	1.1.11	続柄は住基ネットへの連携項目でないため、誤入力に気づく契機が少ないにもかかわらず、現在では情報照会の項目として使用されており、誤入力の場合の影響が大きい。 なお、婚姻ができる年齢は国籍・地域によって異なるため、日本人限定のエラーとし、日本人についても今後制度改正等があった場合はそれに併せて対応する。
エラー	20	日本人について、16歳未満の続柄を「妻」と入力した場合 ※2024年4月1日以降は18歳	16歳未満のため、妻を選択することはできません。 ※2024年4月1日以降は18歳	1.1.11	続柄は住基ネットへの連携項目でないため、誤入力に気づく契機が少ないにもかかわらず、現在では情報照会の項目として使用されており、誤入力の場合の影響が大きい。 なお、婚姻ができる年齢は国籍・地域によって異なるため、日本人限定のエラーとし、日本人についても今後制度改正等があった場合はそれに併せて対応する。 ※民法改正により2022年4月1日以降は18歳に引き上げとなるが、2022年4月1日の時点で既に16歳以上の女性は引き続き18歳未満でも結婚することができるとされていることも鑑み、2024年4月1日以降に18歳未満の場合エラーとする。
エラー	21	日本人について、同一世帯で「夫」「夫(未届)」「妻」「妻(未届)」が重複している場合	続柄が重複しています	1.1.11	続柄は住基ネットへの連携項目でないため、誤入力に気づく契機が少ないにもかかわらず、現在では情報照会の項目として使用されており、誤入力の場合の影響が大きい。 なお、外国人については同性婚、重婚が本国法で認められている国・地域もあり、その場合も入力上は「夫」「妻」と記載するため、このような入力が矛盾にならないケースがあることから、本エラーは日本人限定とする。 なお、「父」「母」については、アラートとする(考え方についてはアラート15参照)。

住民記録システム

機能・帳票要件【6.0版】案_エラー・アラート項目一覧

分類	No	エラー・アラート項目	(参考)表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する 機能要件 番号	考え方・理由
エラー	22	本人の氏と筆頭者の氏が相違する場合(デザイン差等であっても別字として判定すること。)	本人の氏と筆頭者の氏が違います。確認してください。	1.1.12	氏名欄の氏と筆頭者欄の氏は必ず一致するはずであり、類似した文字が複数ある漢字を氏に含む場合等、誤入力を避ける必要があるため。 なお、筆頭者が既に死亡しており、残存世帯員のみで氏の漢字を平易なものに変更した場合についても、既に死亡した筆頭者も含め漢字が書き換えられるため、氏名欄の氏と筆頭者欄の氏が異なる事態は生じず、エラーとして問題ない。
エラー	23	支援措置対象者の個人について、異動処理、照会処理を実行しようとした場合	指定した個人は支援措置対象者です。抑止を一時解除するには支援措置責任者によるエラー解除が必要です。	3.1	支援措置対象者の個人について、誤った異動処理や照会処理を防ぐ必要があることや支援措置責任者による処理に移行する必要があるため。 なお、支援措置対象者はエラー対応となるため、抑止対象者とは別に記載する
エラー	24	抑止対象者を選択した場合	抑止対象者です。選択できません。	3.1	抑止対象者について、誤入力・誤交付を防ぐ必要や、権限者による処理に移行する必要があるため。 なお、エラーとして当該対象者の選択を不可とするか、アラートとするが選択可能とするかは、個々の事案に応じて設定できることとする。
エラー	25	抑止対象者を特定する検索をした場合	取扱注意者又はその家族(同一世帯員)の情報ですので表示できません。 抑止対象者であり、証明書等発行する場合は市民課証明担当まで連絡してください。また、発行後は再度連絡をお願いします。	3.1	他課からの情報漏えいや他課との間の情報連携の誤りを防ぐため。また、誤入力・誤交付を防ぐため。 なお、エラーとして対象者の表示を不可とするか、アラートとするが表示可能とするかは、個々の事案に応じて設定できることとする。
エラー	26	抑止対象者を含む異動処理又は証明書発行処理を行う場合	注意事項があります。発行時に制限理由を確認してください。 「制限該当者」「制限帳票」「制限理由」「制限登録者」	3.1	他課からの情報漏えいや他課との間の情報連携の誤りを防ぐため。また、誤入力・誤交付を防ぐため。 なお、エラーとして対象者に係る異動処理や交付を不可とするか、アラートとするが異動処理や交付を可能とするかは、個々の事案に応じて設定できることとする。
エラー	27	(転出や死亡等で)消除された世帯構成員を含めて住民票の写し等の交付を実施する場合	消除された世帯員が含まれています。	3.3	消除された世帯構成員についても除票として出力される可能性があり、抑止対象とする必要があるため。
エラー	28	支援措置対象者を含む証明書を発行する場合	下記の理由により発行が禁止されています。 「制限該当者」「制限帳票」「制限理由」「制限登録者」	3.4	支援措置対象者に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写し等の交付は慎重に行われる必要があるため、エラーを基本とし、必要な審査を実施した上でエラーを解除することとする。

住民記録システム

機能・帳票要件【6.0版】案_エラー・アラート項目一覧

分類	No	エラー・アラート項目	(参考)表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する 機能要件 番号	考え方・理由
エラー	29	入力された異動事由に適さない項目が入力された場合	入力された異動事由に合致しない項目が入力されています。	4	異動事由に合致しない項目について入力されている場合は誤入力であると考えられるため。 (例) ・国外転出以外の場合に、転出先住所(予定)に国外住所を入力している場合 ・国外転出にて、転出先住所(予定)に国内住所が入力されている場合 ・出生による経過滞在者在留資格と国籍が入力されている場合 等
エラー	30	前後関係のある日付において逆転する日付が入力された場合	入力された日付が正しくありません。	4	前後関係のある日付において逆転する日付が入力されている場合は誤入力であると考えられるため。 (例) ・転出年月日(予定)が住所を定めた年月日以前である場合 ・死亡の異動日が「住民となった日」「住所を定めた日」「住所を定めた届出日」以前である場合 ・通称を削除した年月日が通称を記載した年月日以前である場合 ・支援措置の終了年月日が支援措置の開始年月日以前である場合 等
エラー	31	異動該当者を選択しないで処理を進めようとした場合	該当者が選択されていません。	4.0.1	該当者選択なしに異動処理ができる仕組みは成立せず、後続の画面に進めないため。
エラー	32	異動事由と矛盾する異動者を選んだ場合(例:住所異動で除票者を選ぶ)	異動事由に合わない人が選択されました(異動事由に合った該当者を選択してください。)	4.0.1	区分の異動についての単純誤りや証明書等の誤発行、個人番号の入力誤り等を防ぐため。
エラー	33	個人番号要求中の世帯への異動を選択した場合	個人番号要求中の世帯員がいるため、この世帯に対する異動はできません。	4.0.1	個人番号要求中に他の異動が可能となれば、個人番号付番と住民異動の異動履歴が人によって異なる場合が生じ、処理の流れが不明確となるため。
エラー	34	新住所を入力する画面で、市区町村コード又は市区町村名が入力されていない場合	市区町村コード又は市区町村名が入力されていません。	4.0.2	市区町村コード及び市区町村名を全て正しく入力する必要があるため。
エラー	35	届出に基づく異動について、届出日が処理日より未来の日付の場合	届出日が未来の日付です。届出日を確認してください。	4.1.0.2	異動日等の日付については誤りに気づきにくく、訂正することが難しいため。 また、転入等未来日での異動ができない事項については、システム的にもそのような処理を想定していないため、エラーで入力自体を防ぐ必要があるため。 なお、職権修正については届出日が処理日より未来ということもあり得るが、届出については届出日が処理日より未来ということとはあり得ないため、本項目はエラーとして整理する。

住民記録システム

機能・帳票要件【6.0版】案_エラー・アラート項目一覧

分類	No	エラー・アラート項目	(参考)表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する 機能要件 番号	考え方・理由
エラー	36	中長期在留者又は特別永住者の国外転入で在留カード番号等の欄に入力せずに確定した場合	在留カード番号等が入力されていません。	4.1.1	要領第4-2-1(1)イにて、「法第30条の46の転入の届出、法第30条の47の届出については、在留カード等の提示が義務付けられている。」とされていることから、エラーとして整理する。
エラー	37	転出処理において、転出先住所に自市区町村の都道府県市区町村コードと町字コードの組合せが入力された場合	自市区町村の都道府県市区町村コードと町字コードの組合せが入力されています。	4.1.3	転出先住所に自市区町村の都道府県市区町村コードと町字コードの組合せが入力されることは誤入力であると考えられるため。
エラー	38	取り込んだ転出届の情報について、転出先住所に存在しない市区町村が記載されていたり、存在しない日付又は矛盾した日付が入力されていた場合	取り込んだ転出届の情報が正しくありません。確認してください。	4.1.3.0.4	取り込んだ転出届の情報に誤りがある場合には、エラーを表示して確認を実施する必要があるため。
エラー	39	属する世帯の変更の処理において、住所が異なる世帯へと属する世帯を変更しようとする場合(いわゆる世帯合併においては、住所が異なる世帯へ合併する場合)	選択した世帯員の住所が異動先世帯の住所と異なります(選択された世帯の住所と現在の世帯の住所が異なります。)。正しい世帯を選択してください。	4.1.4.1	世帯合併の際に住所が異なるとどちらの住所で更新すべきであるか判断がつかず、誤った異動入力となされる可能性があるため。 なお、世帯合併時の処理については4.1.4.1で整理。
エラー	40	世帯変更又は世帯合併を行う際の方書同一性確認で相違が生じた場合	方書が異なります。修正作業を行ってください。	4.1.4.1	方書が異なる場合が少ないことから、異なっている場合も同一であると誤認しないようにするため。
エラー	41	出生又は国籍喪失による経過滞在者において、出生又は国籍喪失の届出から60日以上経過した者において異動処理を進めようとした場合	出生又は国籍喪失から60日以上経過しています。	4.2.1.2, 4.5.5	経過滞在者の状態で60日以上経過した場合、異動処理を実施することは抑止される必要があるため。
エラー	42	除票の記載事項を修正し、確定しようとした場合(転入通知の受理により、除票に転出した旨を記載する場合を除く。)	除票の記載事項は修正できません。	4.2.3.1	除票における修正は認められていないため、エラーとする。 なお、除票において誤記修正を要する場合は統合記載欄に記載すること。
アラート	1	住所に番地を入力していない場合	番地が入力されていません。	1.1.1, 1.1.2	誤入力を防ぐニーズはあるが、市区町村によって無番地の住所があり、エラーとすると不都合であるため。
アラート	2	住居表示地区における住所に号の入力をしない場合	住居番号が入力されていません。	1.1.1, 1.1.2	住居表示の地域で誤って地番表記で住所を入力しないようにするため。 なお、土地一帯を同一人物が所有している場合等、住居番号がない場合も考えられ、住居番号がなくても住居表示としては成立するため、エラーではなくアラートとする。
アラート	3	存在しない市区町村コード又は町字コードが入力された場合	(存在しない町字コード「9999」を入力した場合)「9999に該当する町字コードはありません。」	1.1.1, 1.1.2	現在使用していない古い市区町村コード等を選択してしまうと、住基ネットとの連携で不具合が生じるため。また、再転入等があった場合に、合併前の旧町の住所表示が反映されてしまうことがあるため。 なお、住所辞書の更新時点より新しい情報を手入力する際や、住基ネットへの連携前にいったん入力して先に進む場合等、先に進む必要がある場合もあるため、エラーではなく、アラートとする。

住民記録システム

機能・帳票要件【6.0版】案_エラー・アラート項目一覧

分類	No	エラー・アラート項目	(参考)表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する 機能要件 番号	考え方・理由
アラート	4	異動処理や証明書発行の対象となる住民が成年被後見人の場合	対象者は成年被後見人です。処理を進めて良いですか。	1.1.1, 1.1.2	成年後見人が代理で届出や証明書発行の申請等を行った場合に処理を進めることができるよう、エラーではなくアラートとする。
アラート	5	住所を定めた年月日が住民となった年月日又は外国人住民となった年月日より前の場合	住所を定めた年月日が住民となった年月日より前になっています。	1.1.1, 1.1.2	日付の整合性を保つため。なお、国籍喪失した外国人住民票には、消除された日本人の住民票に記載されている住所を定めた年月日及び前住所が外国人住民の住民票に移記されるため、住所を定めた年月日が外国人住民となった年月日より前になるケースがあり、アラートとした。
アラート	6	氏名が未記載の場合	氏名が入力されていません。	1.1.6	日本人住民の氏名については、出生届において名が未定の際、名のみ空欄の場合があるが、それ以外において入力漏れを回避するため、名が入力されていないアラートが必要。外国人住民の氏名については空欄が許容されているため、入力漏れを回避するためにアラートが必要。
アラート	7	日本人氏名の振り仮名が未記載の場合	日本人住民の氏名の振り仮名が入力されていません。	1.1.6	日本人氏名の振り仮名については空欄が許容されているため、入力漏れを回避するためにアラートが必要。
アラート	8	旧氏記載者の旧氏の振り仮名が未記載の場合	旧氏の振り仮名が入力されていません。	1.1.6	旧氏の振り仮名については空欄が許容されているため、入力漏れを回避するためにアラートが必要。
アラート	9	続柄が未記載の場合	続柄が入力されていません。	1.1.6	続柄は住基ネットへの連携項目でないため、誤入力に気づく契機が少ないにもかかわらず、現在では情報照会の項目として使用されており、誤入力の場合の影響が大きい。 なお、養護施設の住民等続柄を空欄として登録しなければならない場合もあるため、エラーではなくアラートとする。
アラート	10	日本人住民について、本籍又は筆頭者欄が未記載の場合	本籍又は筆頭者が入力されていません。	1.1.6	外国人の場合は本籍・筆頭者欄は元々入力する必要がないため、抑止対象から外す。また、日本人の場合も戸籍のない子供の場合は本籍・筆頭者欄は空欄となるため、エラーではなくアラートとする。
アラート	11	転入前住所が未記載の場合	転入前住所が入力されていません。	1.1.6	転入前住所は住所設定の場合は空欄ではなく「不明」と入力することとしており(4.2.1.1参照)、海外に住んでいた日本人が転入した場合は、海外の住所を入力することとなっているため、転入前住所が空欄となるケースは限定されることから、注意喚起が必要であるため。 なお、出生等によりそもそも転入前住所が存在しない場合もあるためエラーではなくアラートとする。

住民記録システム

機能・帳票要件【6.0版】案_エラー・アラート項目一覧

分類	No	エラー・アラート項目	(参考)表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する 機能要件 番号	考え方・理由
アラート	12	個人番号が未記載の場合	個人番号が未記載です。記載を行ってください。	1.1.6	個人番号は入力漏れに気づかず処理を進めた場合新規付番されてしまう、異動前後の個人情報のひもづけ管理が行えなくなる等のリスクがあり、また住基ネットは個人番号未記載の状態で連携が行えないため、注意喚起の必要性が大きい。なお、障害発生時や休日開庁等で個人番号が生成できない場合も、届出を受理したり証明書を交付したりする必要がある場合があるため、エラーではなくアラートとする。
アラート	13	死亡日を不詳日又は暦上日以外の年月日とする異動処理の場合	死亡日に存在しない日付又は不詳日が設定されていますが、よろしいですか。	1.1.8	このような入力が行われるのは稀なケースで、注意喚起が必要であるため。なお、あり得ない入力ではないため、エラーではなくアラートとする。
アラート	14	生年月日を不詳日又は暦上日以外の年月日とする異動処理の場合	生年月日に存在しない日付又は不詳日が設定されていますが、よろしいですか。	1.1.8	このような入力が行われるのは稀なケースで、注意喚起が必要であるため。なお、あり得ない入力ではないため、エラーではなくアラートとする。
アラート	15	世帯主が存在しない場合	世帯主が不在です。	1.1.10	新世帯主を確認する事務につなげる必要があるため。世帯主が死亡して直ちに世帯主を設定できない場合や、養護施設に居住する児童の場合等、世帯主が不在となるケースは存在するため、エラーではなくアラートとする(1.1.10参照)。
アラート	16	15歳未満の住民を世帯主とした場合	15歳未満ですが、世帯主でよろしいですか。	1.1.10	単独世帯を認める以上、世帯主に最低年齢の制限はなく、15歳未満でも世帯主となり得ることからエラーではなくアラートとする。
アラート	17	日本人住民について、同世帯で「父」「母」が重複している場合	続柄が重複しています。実親と養親が同世帯にいますか。	1.1.11	続柄は住基ネットへの連携項目でないため、誤入力に気づく契機が少ないにもかかわらず、現在では情報照会の項目として使用されており、誤入力の影響が大きい。なお、日本人住民の「夫」「妻」については、重複はあり得ないためエラーとするが(エラー21参照)、「父」「母」については、養親と実親が同世帯にいる場合等があり得るため、エラーではなくアラートとする。
アラート	18	生年月日の順と続柄の順が世帯内で合致していない場合 (例: 世帯主よりも早く生まれている場合に続柄が「子」と入力されている)	生年月日の順と続柄の順が世帯内で合致していません。確認してください。	1.1.11	続柄は住基ネットへの連携項目でないため、誤入力に気づく契機が少ないにもかかわらず、現在では情報照会の項目として使用されており、誤入力の影響が大きい。なお、日本人住民の「夫」「妻」については、重複はあり得ないためエラーとするが(エラー21参照)、「父」「母」については、養親と実親が同世帯にいる場合等があり得るため、エラーではなくアラートとする。
アラート	19	除票となってから誤記修正を行った住民票の除票の写しの発行処理を行う場合	この住民票の除票は、誤記修正に関する記録が統合記載欄に記載されています。必要に応じて、請求者にこの旨を説明してください。	1.1.14, 5.1	他の異動と異なり、誤記修正については、請求者側でその事実気づかない可能性があり、請求者にあらかじめ説明をする必要があるため、アラート機能を実装した。

住民記録システム

機能・帳票要件【6.0版】案_エラー・アラート項目一覧

分類	No	エラー・アラート項目	(参考)表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する 機能要件 番号	考え方・理由
アラート	20	仮支援措置の状態のまま自治体の指定した日数を超過した対象者が存在する場合	仮支援措置の状態で指定日数を超過した対象者が存在します。支援措置の必要性を確認し、必要に応じて支援措置を開始してください。	1.1.16	仮支援措置のまま放置されることを防ぐため。アラートとする日数については、個々の事案に応じて設定できることとする。
アラート	21	抑止対象者を選択した場合	抑止対象者です。	3.1	抑止対象者について注意喚起を行い、誤入力・誤交付等を防ぐ必要や、権限者による処理に移行する必要があるため。 なお、エラーとして当該対象者の選択を不可とするか、アラートとするが選択可能とするかは、個々の事案に応じて設定できることとする。
アラート	22	抑止対象者を特定する検索をした場合	取扱注意者又はその家族(同一世帯員)の情報を表示しようとしています。ご注意ください。 抑止対象者であり、証明書等発行する場合は市民課証明担当まで連絡してください。また、発行後は再度連絡をお願いします。	3.1	他課からの情報漏えいや他課との間の情報連携の誤りを防ぐため。また、誤入力・誤交付を防ぐため。 なお、エラーとして対象者の表示を不可とするか、アラートとするが表示可能とするかは、個々の事案に応じて設定できることとする。
アラート	23	抑止対象者を含む異動処理又は証明書発行処理を行う場合	注意事項があります。発行時に制限理由を確認してください。 「制限該当者」「制限帳票」「制限理由」「制限登録者」	3.1	他課からの情報漏えいや他課との間の情報連携の誤りを防ぐため。また、誤入力・誤交付を防ぐため。 なお、エラーとして対象者の異動処理や交付を不可とするか、アラートとするが異動処理や交付を可能とするかは、個々の事案に応じて設定できることとする。
アラート	24	支援措置の期間終了日の1か月前以降で、支援措置対象者の住民票を参照した場合	1か月以内に支援措置の期間が終了します。	3.4	支援措置の期間の延長漏れを防止し、支援措置対象者に支援措置の期間が終了する旨の通知をするために必要。また、当該通知は支援措置の期間が終了するまでに行えばよいので、アラートとした。
アラート	25	支援措置の期間が終了している支援措置対象者の住民票を参照した場合	支援措置の期間が終了しています。	3.4	支援措置の期間延長の申出がなされていないので、延長漏れの可能性があり、支援措置対象者に延長の意思確認が必要な場合がある。延長しないことで確認が取れており、誤りがなければ、終了することもできるので、アラートとした。
アラート	26	支援措置対象者と併せて支援を求める者が、転出届又は転居届を行う場合で、転出又は転居の処理を確定しようとした場合	支援措置対象者と併せて支援を求める者が、転出又は転居しようとしています。支援措置対象者の相手方に支援措置対象者の住所が漏えいする可能性があります。このまま処理を継続しますか。	3.4	異動届が正当なものであれば、当該届を受理しないことは不可能であり、支援措置の限界事例として、当該届を受理しないでほしい旨の申請を受け付けるのではなく、事例が発生した際には父母両者への聴取や転出地市区町村から転入地市区町村へ転出証明書を直接送付してもらう等、多様な事例に応じて個別の対応が必要となることからアラートとした。
アラート	27	いずれの項目も変更がされていない場合	入力前と変更がありません。	4	注意喚起が必要であるため。 なお、他システムへ空更新のデータを送るニーズがあるため、エラーではなくアラートとする。

住民記録システム

機能・帳票要件【6.0版】案_エラー・アラート項目一覧

分類	No	エラー・アラート項目	(参考)表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する 機能要件 番号	考え方・理由
アラート	28	個人番号カード保有者が券面記載事項に係る修正・異動を行う場合(異動処理終了時にカードの券面記載事項も変更するようにという趣旨)	個人番号カード所有者の券面記載事項に係る修正・異動が行われますので、個人番号カードの券面記載事項の変更を行ってください。	4	住所変更等の際に、当該変更がカードや電子証明書にも反映されるように、声かけをして更新漏れを防ぐニーズがあるため。
アラート	29	異動を伴う世帯に転出予定者(予定日未達)が含まれている場合	異動を伴う世帯に転出予定者(予定日未達)が含まれています。異動を継続してよろしいですか。	4.0.1	既に発行している転出証明書の情報と齟齬が生じ得ることから、確認を行う必要があるため。
アラート	30	住所を定めた年月日を、異動日と異なる日付に変更した場合	異動日≠住定日となりますが、更新しますか。	4.0.2	基本的に異動日と住所を定めた年月日は同じ日になることが多く、そうでない場合には注意喚起が必要であるため。
アラート	31	入力した異動日より新しい異動日で他の異動処理が行われている場合	入力よりも新しい異動があります。確認してください。	4.0.3	注意喚起を行い、正確な異動日を確認する事務につなげる必要があるため。
アラート	32	異動において、処理日より指定した日数以上前の異動日又は届出日等が入力されている場合	異動日又は届出日等から相当期間経過しています。よろしいですか。	4.0.3, 4.1.0.2	注意喚起を行い、正確な異動日及び届出日を確認する事務につなげる必要があるため。
アラート	33	届出の異動日が他の世帯員の住所を定めた年月日以前の場合	他の世帯員が住所を定めた年月日より前の異動日が入力されました。よろしいですか。	4.0.3	異動日の誤りを防ぐために注意喚起は必要だが、先に住み始めた世帯員が後から届出をする場合もあり得るため、エラーではなくアラートとする。
アラート	34	出生の異動事由において、異動日と生年月日が異なっていた場合	異動日≠生年月日となりますが、よろしいですか。	4.0.3, 4.2.1.4	出生の場合、異動日と生年月日が同日になることが多く、異なる場合は確認をする必要があるため。
アラート	35	世帯員が複数いる世帯の転出において、世帯主の転出に伴い世帯主変更の必要がある場合	転出(予定日:○年●月△日)の世帯主がいます。異動処理の前に、世帯主変更を行ってください。	4.0.4	新世帯主を確認する事務につなげる必要があるため。世帯主が死亡して直ちに世帯主を設定できない場合や、養護施設に居住する児童の場合等、世帯主が不在となるケースは存在するため、エラーではなくアラートとする(1.1.10参照)。
アラート	36	続柄が夫又は妻の世帯員の本籍及び筆頭者が、世帯主の本籍及び筆頭者と異なる場合	続柄が夫又は妻の世帯員の本籍及び筆頭者が、世帯主の本籍及び筆頭者と異なります。確認してください。	4.0.6	本籍及び筆頭者について入力誤りを避けるため。
アラート	37	個人情報を変更した後、更新処理を行わなかった場合	更新せずに終了します。よろしいですか。	4.0.9	異動入力の際に注意喚起が必要であり、現行システムでも実装しているという意見が多かったため。
アラート	38	届出日が、異動日から15日以上経過している場合	住み始めてから15日以上経過しています。異動日が15日以上前の日付です。	4.1.0.2	異動日から15日以上経過している場合、必要な手続きが異なり、職員への注意喚起が必要であるため。
アラート	39	転入届、転居届、転出届及び世帯変更届並びに転出証明書に準ずる証明書を交付する場合	住民異動届受理通知を出力する可能性がある手続きとなります。住民異動届受理通知を出力しますか。	4.1.0.3	処理件数の多い指定都市においては、住民異動届受理通知を出力する可能性のある処理後に出力し忘れの可能性があるため。

住民記録システム

機能・帳票要件【6.0版】案_エラー・アラート項目一覧

分類	No	エラー・アラート項目	(参考)表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する 機能要件 番号	考え方・理由
アラート	40	外国人住民の国外転入等において、転入前住所が入力されていた場合	外国人住民の国外転入等において、転入前住所が入力されています。よろしいですか。	4.1.1	要領第2-1-1(2)ーコに、「法第30の46及び法第30条の47に基づく届出をした者については、記載を要しない」とあることから、空欄として登録することがほとんどであると考えられるため。
アラート	41	既に住所を有する住民がいる住所に、転入又は転居の登録をしようとした場合	既に住所を有する住民がいます。 必要に応じ届出者に対して状況の確認をしてください。	4.1.1, 4.1.2	要領第4-2-1(2)ーウにて「新住所に既に住所を有する住民がいることが判明したときは、必要に応じて、届出者に対してその状況を聞き取り、当該住民に承諾を得ているか等を確認することが適当」とされているため。 ※小規模分譲地の一戸建て等、複数の家屋で同一の住居番号が付番されているケースがあることに留意すること。
アラート	42	除票データにおいて、住民票コード、在留カード番号又は特別永住者証明書番号が一致する者がいた場合	再転入者と考えられます。確認し、再転入者であるかどうか選択してください。	4.1.1.2	住民票コード、在留カード番号又は特別永住者証明書番号のいずれかが一致する者が除票データ内にいた場合は、再転入であると考えられることから、新規の入力を抑止するためアラートとする。
アラート	43	除票データにおいて、3情報(氏名・性別・生年月日)が一致する者がいた場合	再転入者と考えられます。確認し、再転入者であるかどうか選択してください。	4.1.1.2	再転入者である可能性があり、注意喚起のため必要であり、アラートとする。
アラート	44	再転入で個人番号の入力時に、入力した個人番号が転出時と異なっている場合	入力したマイナンバーは転出時の内容と異なります。	4.1.1.2	個人番号は訂正に手間と時間がかかることから、誤入力を防ぐ必要性が高いため。 なお、転入地市区町村で個人番号を変更しているケースもあり得るため、エラーではなくアラートとする。
アラート	45	再転入で住民票コードの入力時に、入力した住民票コードが転出時と異なっている場合	入力した住民票コードは転出時の内容と異なります。	4.1.1.2	住民票コードは訂正に手間と時間がかかることから、誤入力を防ぐ必要性が高いため。 なお、転入地市区町村で住民票コードを変更しているケースもあり得るため、エラーではなくアラートとする。
アラート	46	転入又は出生等で入力しようとした者と氏名(又は日本人氏名の振り仮名若しくは外国人氏名のフリガナ)・名(又は日本人の振り仮名若しくは外国人名のフリガナ)・性別・生年月日の組合せが一致する現存者(仮登録の状態の者を含む。)がいる場合	入力しようとした者と氏名(又は日本人氏名の振り仮名若しくは外国人氏名のフリガナ)・名(又は日本人の振り仮名若しくは外国人名のフリガナ)・性別・生年月日の組合せが一致する現存者がいます。現存者と同一人でないか確認してください。	4.1.1.2, 4.2.1.2	同一人物である可能性があるため、正確な記載のために注意喚起が必要。 なお、当該情報の組合せが一致する可能性もあるため、エラーではなくアラートとする。
アラート	47	同一住所(地番)の家屋へ異動する場合	同一住所(地番)への転居となっています。当該住所で問題がないか確認してください。	4.1.2	同一住所(地番)の別領域の家屋へ転居する入力は可能であるが、入力誤りの可能性も考えられるため。
アラート	48	転居予約を利用した転居において、取り込んだ転居予約情報のうち、届出人以外の転居する世帯員の氏名及び生年月日が住民記録システム内の情報(氏名及び生年月日)と一致しない者がいる場合	転居届に印字しようとした者のうち、氏名・生年月日が異なる者がいます。 対象者: ○○(転居予約情報の氏名) 差異項目: ×× 確認の上、必要に応じて転居届印字前に修正してください。	4.1.2.2	転居予約を利用した転居届においては、転居予約での誤入力がそのまま転居届に印字されることを防ぐ必要性があるため。

住民記録システム

機能・帳票要件【6.0版】案_エラー・アラート項目一覧

分類	No	エラー・アラート項目	(参考)表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する 機能要件 番号	考え方・理由
アラート	49	特例転入を利用した転出処理の届出日において、異動日から既に14日を経過している場合	特例転入を利用した転出ですが、14日を経過しています。	4.1.3.0.4	異動日等の日付は誤りに気づきにくく、訂正することが難しいため。 なお、転入届の特例及び住民票の写しの広域交付の運用上の留意事項 項番3に「転出をした日の翌日から起算して14日を超えた場合→転出をした日の翌日から起算して14日を超えた旨を注記して「転出証明書情報に準ずる証明書」又は「消除した住民票の写し」の郵送等を行う」とされていることから、特例転入を利用した転出手続が利用できなくなる。ただし、「「転出をした日の翌日から起算して14日」が閉庁日の場合は、その翌日まで転出届を受け付け、転出証明書情報を使用する転出処理をおこなう」と記載があることから、アラートとした。
アラート	50	個人番号カード保有者が特例転入を利用した転出でない転出をする場合	特例転入を利用した転出ではありませんので、転出証明書情報は作成されません。更新処理後に転出証明書を発行してください。	4.1.3.0.4	カード保有者には特例転入の手続を案内した方が簡便な手続で済むため。 なお、制度上カード保有者が通常の転出証明書による手続を行うことは禁じられているわけではないため、エラーではなくアラートとする。
アラート	51	住民記録システム上、個人番号カードの交付を受けていない住民について、特例転入を利用した転出を行う場合	システム上、対象者は個人番号カードの交付が確認できないため、特例転入を利用した転出を行えません。対象者は個人番号カードを持っていますか。	4.1.3.0.4	カードの保有情報と連携して特例転入の可否のチェックが行われないと、確認作業に時間を要したり、誤って特例転入を利用した転出による処理を行ってしまった場合、転入届の手続ができなくなってしまうため。 なお、住基ネットからカード発行状況を即時に取得できない場合等、住民からカードの保有状況を聞き取り、特例転入を利用した転出の処理を行う場合もあるため、エラーではなくアラートとする。
アラート	52	自動付番時に蓄積された住民票コードの空き番レコードの件数が、設定した件数を下回った場合	蓄積された住民票コードが少なくなっています。住民票コードの付番要求を行ってください。	4.3.1	住民票コードの残件数の枯渇については職員が気づきにくいいため、アラート表示することとした。
アラート	53	住民票(原票)の異動処理と、出入国在留管理庁通知のタイムラグが発生した場合	住民票の最新異動年月日が出入国在留管理庁通知の事由発生年月日より新しいですが、反映処理を行いますか。	4.5.6	履歴の逆転が発生する可能性があるため。 なお、出入国在留管理庁通知が未達の異動ということになるが、通知を待たずに異動することもあり得るためアラートとする。
アラート	54	住基法のための届出又は入管法のための届出を選択した場合	住基法のための届出です。更新してよろしいですか。 又は 入管法のための届出です。更新してよろしいですか。	4.5.7	「住基法のための届出」又は「入管法のための届出」のどちらか一方の届出のみしか行わない場合、既に片方の届出が済んでいるのか、又はこれから片方の届出が必要な者であるかの確認を要するため。
アラート	55	異動事由において「異動の取消し(増)」が選択されている場合に異動日として消除年月日が入力されていない、又は「異動の取消し(減)」の場合で異動日に住民となった年月日が選択されていない場合	異動事由において「異動の取消し(増)」が選択されている場合に異動日として消除年月日が入力されていない、又は「異動の取消し(減)」の場合で異動日に住民となった年月日が選択されていません。よろしいですか。	4.6	異動の取消し(増)の場合は異動日が消除年月日、異動の取消し(減)の場合は住民となった年月日が記載されることが多く想定されるため。

住民記録システム

機能・帳票要件【6.0版】案_エラー・アラート項目一覧

分類	No	エラー・アラート項目	(参考)表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する 機能要件 番号	考え方・理由
アラート	56	外国人住民の住民票の写しの発行時及び異動届出の際に、在留期間の満了の日を超えている場合	在留期間の満了の日を経過しています。在留期間の満了の日から〇月を経過しています。	5	在留期間が満了している外国人への証明書の発行及び異動届の受付を防ぐため。 なお、法務省からの在留期間更新の連携の前に在留期間の満了の日が到来している場合もあるため、エラーではなくアラートとする。
アラート	57	住民票の写しに個人番号を記載する場合	本人又は世帯員からの申請が必要です。マイナンバーを出力しますか。	5.1	個人番号を住民票の写しに記載することができる場合は限られており、その都度確認の必要があるため。
アラート	58	住民票の写しに住民票コードを記載する場合	本人又は世帯員からの申請が必要です。住民票コードを出力しますか。	5.1	住民票コードは用途が限られており、住民票の写しに記載するかどうかはその都度確認の必要があるため。
アラート	59	世帯主のない世帯の世帯員について、世帯主又は続柄を記載した証明書を発行しようとする場合	主なし世帯のため世帯主情報を出力することができません。主なし世帯のため続柄を出力することができません。	5.1	世帯主欄を一時的に空欄にしていることを認める仕様においては、確認の必要があるため。
アラート	60	システムから出力される証明書等の出力項目に文字溢れが発生した場合	文字溢れが発生しています。	5.8	文字溢れが発生した場合等には該当項目を限界まで出力させるか空白で出力するかを選択し、空欄を選択した場合には、手書きでの記載が必要となるため、記入漏れが発生しないようアラートが必要。5.8参照

住民記録システム

機能・帳票要件【6.0版】案 帳票関連項目等一覧

機能名称			機能ID	タイトル	帳票イメージ等																																												
項目①	項目②	項目③																																															
5 証明	5.3 振り仮名・フリガナ	—	0010589 0040657	振り仮名を記載した例	(記載例) (氏の振り仮名のみ記載する場合) <table><tr><td>氏名の振り仮名</td><td>ジューミン</td><td>【名空欄】</td></tr></table> (名の振り仮名のみ記載する場合) <table><tr><td>氏名の振り仮名</td><td>【氏空欄】</td><td>タロウ</td></tr></table> (氏及び名の振り仮名のいずれも記載しない場合) <table><tr><td>***</td><td>*****</td></tr></table>	氏名の振り仮名	ジューミン	【名空欄】	氏名の振り仮名	【氏空欄】	タロウ	***	*****																																				
氏名の振り仮名	ジューミン	【名空欄】																																															
氏名の振り仮名	【氏空欄】	タロウ																																															
***	*****																																																
5 証明	5.3 振り仮名・フリガナ	—	0010590 0040658	フリガナを記載した例	(記載例) <table><tr><td>旧氏</td><td>住基—(ジューキ—)</td></tr></table> <table><tr><td>氏名</td><td>ZHANG YULIN 張 玉蓮 (チャン ユウリン)</td></tr><tr><td>通称</td><td>住民 花子 (ジューミン ハナコ)</td></tr></table>	旧氏	住基—(ジューキ—)	氏名	ZHANG YULIN 張 玉蓮 (チャン ユウリン)	通称	住民 花子 (ジューミン ハナコ)																																						
旧氏	住基—(ジューキ—)																																																
氏名	ZHANG YULIN 張 玉蓮 (チャン ユウリン)																																																
通称	住民 花子 (ジューミン ハナコ)																																																
—	—	20.0.1 様式・帳票全般	0010453	項目の順序を各市区町村が自由に決められる例(※実装不可機能)	(参考)画面例1 <table><tr><td>(異動後)住所</td><td>〇〇県〇〇市〇〇1丁目2番3号</td></tr><tr><td>(異動前)住所</td><td>〇〇県〇〇市××3丁目2番1号</td></tr><tr><td>(異動後)世帯主名</td><td>住民 太郎</td></tr><tr><td>(異動前)世帯主名</td><td>(異動なし)</td></tr><tr><td>(異動後)氏名</td><td>住民 太郎</td></tr><tr><td>(異動前)氏名</td><td>(異動なし)</td></tr><tr><td>(異動後)氏名の振り仮名</td><td>ジューミン タロウ</td></tr><tr><td>(異動前)氏名の振り仮名</td><td>(異動なし)</td></tr><tr><td>(異動後)旧氏</td><td>(異動なし)</td></tr><tr><td>(異動前)旧氏</td><td>(異動なし)</td></tr><tr><td>⋮</td><td>⋮</td></tr></table> (スクロールで表示) (参考)画面例2 <table><tr><td>(異動後)氏名</td><td>住民 太郎</td></tr><tr><td>(異動前)氏名</td><td>(異動なし)</td></tr><tr><td>(異動後)氏名の振り仮名</td><td>ジューミン タロウ</td></tr><tr><td>(異動前)氏名の振り仮名</td><td>(異動なし)</td></tr><tr><td>(異動後)住所</td><td>〇〇県〇〇市〇〇1丁目2番3号</td></tr><tr><td>(異動前)住所</td><td>〇〇県〇〇市××3丁目2番1号</td></tr><tr><td>(異動後)世帯主名</td><td>住民 太郎</td></tr><tr><td>(異動前)世帯主名</td><td>(異動なし)</td></tr><tr><td>(異動後)旧氏</td><td>(異動なし)</td></tr><tr><td>(異動前)旧氏</td><td>(異動なし)</td></tr><tr><td>⋮</td><td>⋮</td></tr></table> (スクロールで表示)	(異動後)住所	〇〇県〇〇市〇〇1丁目2番3号	(異動前)住所	〇〇県〇〇市××3丁目2番1号	(異動後)世帯主名	住民 太郎	(異動前)世帯主名	(異動なし)	(異動後)氏名	住民 太郎	(異動前)氏名	(異動なし)	(異動後)氏名の振り仮名	ジューミン タロウ	(異動前)氏名の振り仮名	(異動なし)	(異動後)旧氏	(異動なし)	(異動前)旧氏	(異動なし)	⋮	⋮	(異動後)氏名	住民 太郎	(異動前)氏名	(異動なし)	(異動後)氏名の振り仮名	ジューミン タロウ	(異動前)氏名の振り仮名	(異動なし)	(異動後)住所	〇〇県〇〇市〇〇1丁目2番3号	(異動前)住所	〇〇県〇〇市××3丁目2番1号	(異動後)世帯主名	住民 太郎	(異動前)世帯主名	(異動なし)	(異動後)旧氏	(異動なし)	(異動前)旧氏	(異動なし)	⋮	⋮
(異動後)住所	〇〇県〇〇市〇〇1丁目2番3号																																																
(異動前)住所	〇〇県〇〇市××3丁目2番1号																																																
(異動後)世帯主名	住民 太郎																																																
(異動前)世帯主名	(異動なし)																																																
(異動後)氏名	住民 太郎																																																
(異動前)氏名	(異動なし)																																																
(異動後)氏名の振り仮名	ジューミン タロウ																																																
(異動前)氏名の振り仮名	(異動なし)																																																
(異動後)旧氏	(異動なし)																																																
(異動前)旧氏	(異動なし)																																																
⋮	⋮																																																
(異動後)氏名	住民 太郎																																																
(異動前)氏名	(異動なし)																																																
(異動後)氏名の振り仮名	ジューミン タロウ																																																
(異動前)氏名の振り仮名	(異動なし)																																																
(異動後)住所	〇〇県〇〇市〇〇1丁目2番3号																																																
(異動前)住所	〇〇県〇〇市××3丁目2番1号																																																
(異動後)世帯主名	住民 太郎																																																
(異動前)世帯主名	(異動なし)																																																
(異動後)旧氏	(異動なし)																																																
(異動前)旧氏	(異動なし)																																																
⋮	⋮																																																
—	—	20.0.3 異動履歴の記載	0010597 0040667	異動履歴の記載イメージ ※住民票の写し(世帯連記式でないものに限る。)(20.1.1参照)、住民票記載事項証明書(世帯連記式でないものに限る。)及び住民票除票記載事項証明書(20.1.2参照)、住民票の除票の写し(20.1.4参照)	【異動履歴】 (a3届出日「届出」／処理日「職権」／申出日「申出」／請求日「請求」)((a1異動日)異動((a2異動事由))) 異動項目: {a4異動項目} 異動前: {a5異動前データ} 異動後: {a6異動後データ} 留意事項: {b1留意事項} ⋮ ⋮ ⋮ (a3届出日「届出」／処理日「職権」／申出日「申出」／請求日「請求」)((a1異動日)異動((a2異動事由))) 異動項目: {a4異動項目} 異動前: {a5異動前データ} 異動後: {a6異動後データ} 留意事項: {b1留意事項} ⋮ ⋮ ⋮ 異動項目: {a4異動項目} 異動前: {a5異動前データ} 異動後: {a6異動後データ} 留意事項: {b1留意事項} ⋮ ⋮ ⋮																																												
—	—	20.0.3 異動履歴の記載	0010597 0040667	異動履歴の記載要領 ※住民票の写し(世帯連記式でないものに限る。)(20.1.1参照)、住民票記載事項証明書(世帯連記式でないものに限る。)及び住民票除票記載事項証明書(20.1.2参照)、住民票の除票の写し(20.1.4参照)	(記載要領) {a1異動日}・・・異動日を記載する。 {a2異動事由}・・・1.2.2で規定する異動事由を記載する。 {a3届出日「届出」／処理日「職権」／申出日「申出」／請求日「請求」} ・・・届出に属する異動については届出日及び「届出」の語を、職権に属する異動(申出によるものを除く。)については処理日及び「職権」の語を、職権に属する異動(申出によるものに限る。)及び通称については申出日及び「申出」の語を、旧氏及び旧氏の振り仮名(届出及び職権によるものを除く。)については請求日及び「請求」の語をそれぞれ記載する。記載等の種別は、届出に基づくものと職権に基づくものとの大きく2つに分けられ、そのうち職権は、実態調査等に基づき、市区町村の職員が自発的に職権により記載等する場合と、住民からの申出を契機として記載等する場合の2通りがある。 {a4異動項目}・・・異動のあった項目名を記載する。 {a5異動前データ}・・・{a4異動項目}の異動前のデータを記載する。 {a6異動後データ}・・・{a4異動項目}の異動後のデータを記載する。 ※ {a5異動前データ}又は{a6異動後データ}が1行で収まらない場合は、「」の右から2行目が始まるようにぶら下げる。 {b1留意事項}・・・異動項目とひもづく留意事項を記載する(具体的な記載事項については1.1.14(統合記載欄)参照)。 ※ 転入、出生、実態調査に基づく職権記載等に基づき、住民票を記載する場合や、転出、死亡、改変等により住民票を消滅する場合には、記載又は削除対象者に係るほとんど全ての異動項目について記載又は消滅を行うこととなることから、これらの場合においては、a4からa6の住民票の写し等への記載については省略又は空欄とすることとして差し支えない。																																												

住民記録システム

機能・帳票要件【6.0版】案_帳票関連項目等一覧

機能名称			機能ID	タイトル	帳票イメージ等
項目①	項目②	項目③			
—	—	20.0.3 異動履歴の記載	0010597 00+0067	異動履歴の記載例 戸籍の届出に伴う転居を行った場合 ※住民票の写し(世帯連記式でないものに限る。)(20.1.1参照)、住民票記載事項証明書(世帯連記式でないものに限る。))及び住民票除票記載事項証明書(20.1.2参照)、住民票の除票の写し(20.1.4参照)	【異動履歴】 令和元年6月6日届出(令和元年6月6日異動(転居)) 異動項目:住所 異動前:東京都港区芝公園5丁目25番 異動後:東京都港区虎ノ門2丁目2番2号 留意事項: 異動項目:住所を定めた年月日 異動前:平成25年4月1日 異動後:令和元年6月6日 留意事項: 令和元年6月6日申出(令和元年6月6日異動(職権修正等)) 異動項目:氏名 異動前:鈴木 花子 異動後:佐藤 花子 留意事項: 異動項目:本籍 異動前:東京都港区芝公園五丁目25番地 異動後:東京都港区虎ノ門二丁目2番地 留意事項: 異動項目:筆頭者 異動前:鈴木 一郎 異動後:佐藤 太郎 留意事項:
—	—	20.0.3 異動履歴の記載	0010597 00+0067	戸籍の届出に基づき日本人氏名の振り仮名を記載した場合	【異動履歴】 令和7年6月7日申出(令和7年6月7日異動(職権記載修正)) 異動項目:氏名の振り仮名 異動前:【空欄】 異動後:サトウ ハナコ 留意事項:
二	二	20.0.3 異動履歴の記載	0010597 00+0067	請求に基づき旧氏の振り仮名を記載した場合	【異動履歴】 令和7年6月1日請求(令和7年6月1日異動(旧氏の記載)) 異動項目:旧氏の振り仮名 異動前:【空欄】 異動後:スズキ 留意事項:
—	—	20.0.3 異動履歴の記載	0010462	異動履歴の記載イメージ ※住民票の写し(世帯連記式)(20.1.3)	異動前住所: {a1異動前の住所} ({a2異動日} 転居)
—	—	20.0.3 異動履歴の記載	0010462	異動履歴の記載要領 ※住民票の写し(世帯連記式)(20.1.3)	(記載要領) {a1異動前の住所} …転居(直近のものに限る。))による住所の異動の異動前のデータ を記載する。 {a2異動日} …転居(直近のものに限る。))による住所の異動の異動日を記載する。 ※ {a1異動前の住所} が1行で収まらない場合は、「:」の右から2行目が始まるようにぶら下げる。「{a2異動日} 転居」が途中で改行される場合は、「{a2異動日} 転居」全体を次の行に送る。
—	—	20.0.3 異動履歴の記載	0010462	異動履歴の記載例 ※住民票の写し(世帯連記式)(20.1.3)	異動前住所: 東京都港区芝公園5丁目25番(令和元年6月6日転居)

住民記録システム

機能・帳票要件【6.0版】案_帳票関連項目等一覧

機能名称			機能ID	タイトル	帳票イメージ等																																																																																																																								
項目①	項目②	項目③																																																																																																																											
—	—	20.0.4 異動履歴の記載	0010464	異動履歴の記載の修正	（例1） 青木太郎が住所A´に転入したと住民票（原票）に記載したが、後日、住所A´は誤記であり、正しくはAであることが分かった場合 ○ システム上、管理される異動履歴（抄） <table><thead><tr><th>履歴番号</th><th>枝番号</th><th>住所</th><th>氏名</th><th>異動事由</th><th>異動日</th><th>処理日</th><th>届出日</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>1</td><td>A´</td><td>青木 太郎</td><td>国内転入</td><td>2000.1.1</td><td>2000.1.5</td><td>2000.1.5</td></tr><tr><td>1</td><td>2</td><td>A</td><td>青木 太郎</td><td>誤記修正</td><td>2000.1.1</td><td>2000.2.1</td><td>2000.1.5</td></tr></tbody></table> ○ 住民票の写し等の証明書に（デフォルトで）記載される異動履歴（抄） 【異動履歴】 平成12年1月5日届出（平成12年1月1日異動（国内転入）） 留意事項： 平成13年1月5日届出（平成13年1月1日異動（転居）） 異動項目：住所 異動前：A 異動後：B 留意事項： ※青木太郎が住民となつてから、誤記修正以外の異動は発生しておらず、異動事由が「誤記修正」である異動履歴は、20.0.3（異動履歴の記載）に規定のとおり、デフォルトとしては記載しないこととしていることから、住民票の写し等の証明書には、異動履歴は（デフォルトとしては）記載されない。 （例2） 青木太郎が住所A´に転入したと住民票（原票）に記載したが、後日、住所A´は誤記であり、正しくはAであることが分かり、その後、住所Bに転居したと記載した場合 ○ システム上、管理される異動履歴（抄） <table><thead><tr><th>履歴番号</th><th>枝番号</th><th>住所</th><th>氏名</th><th>異動事由</th><th>異動日</th><th>処理日</th><th>届出日</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>1</td><td>A´</td><td>青木 太郎</td><td>国内転入</td><td>2000.1.1</td><td>2000.1.5</td><td>2000.1.5</td></tr><tr><td>1</td><td>2</td><td>A</td><td>青木 太郎</td><td>誤記修正</td><td>2000.1.1</td><td>2000.2.1</td><td>2000.1.5</td></tr><tr><td>2</td><td>1</td><td>B</td><td>青木 太郎</td><td>転居</td><td>2001.1.1</td><td>2001.1.5</td><td>2001.1.5</td></tr></tbody></table> ○ 住民票の写し等の証明書に（デフォルトで）記載される異動履歴（抄） 【異動履歴】 平成12年1月5日届出（平成12年1月1日異動（国内転入）） 留意事項： 平成13年1月5日届出（平成13年1月1日異動（転居）） 異動項目：住所 異動前：A 異動後：B 留意事項： （例3） 青木太郎が住所Aに転入したと住民票（原票）に記載し、その後、住所B´に転居したと記載したが、後日、住所B´は誤記であり、正しくはBであることが分かった場合 ○ システム上、管理される異動履歴（抄） <table><thead><tr><th>履歴番号</th><th>枝番号</th><th>住所</th><th>氏名</th><th>異動事由</th><th>異動日</th><th>処理日</th><th>届出日</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>1</td><td>A´</td><td>青木 太郎</td><td>国内転入</td><td>2000.1.1</td><td>2000.1.5</td><td>2000.1.5</td></tr><tr><td>2</td><td>1</td><td>B´</td><td>青木 太郎</td><td>転居</td><td>2001.1.1</td><td>2001.1.5</td><td>2001.1.5</td></tr><tr><td>2</td><td>2</td><td>B</td><td>青木 太郎</td><td>誤記修正</td><td>2001.1.1</td><td>2001.2.1</td><td>2001.1.5</td></tr></tbody></table> ○ 住民票の写し等の証明書に（デフォルトで）記載される異動履歴（抄） 【異動履歴】 平成12年1月5日届出（平成12年1月1日異動（国内転入）） 留意事項： 平成13年1月5日届出（平成13年1月1日異動（転居）） 異動項目：住所 異動前：A 異動後：B´ 留意事項： ※ただし、当該機能（記載履歴修正機能）を用いて、住民票の写し等の証明書に記載される異動履歴を以下のとおり修正しても良い（この場合でも、システム上、管理される異動履歴は修正してはならない）。 【異動履歴】 平成12年1月5日届出（平成12年1月1日異動（国内転入）） 留意事項： 平成13年1月5日届出（平成13年1月1日異動（転居）） 異動項目：住所 異動前：A 異動後：B 留意事項： （例4） 青木太郎が住所A´に転入したと住民票（原票）に記載し、その後、住所Bに転居したと記載したが、後日、住所A´は誤記であり、正しくはAであることが分かった場合 ○ システム上、管理される異動履歴（抄） <table><thead><tr><th>履歴番号</th><th>枝番号</th><th>住所</th><th>氏名</th><th>異動事由</th><th>異動日</th><th>処理日</th><th>届出日</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>1</td><td>A´</td><td>青木 太郎</td><td>国内転入</td><td>2000.1.1</td><td>2000.1.5</td><td>2000.1.5</td></tr><tr><td>1</td><td>2</td><td>A</td><td>青木 太郎</td><td>誤記修正</td><td>2000.1.1</td><td>2000.2.1</td><td>2000.1.5</td></tr><tr><td>2</td><td>1</td><td>B</td><td>青木 太郎</td><td>転居</td><td>2001.1.1</td><td>2001.1.5</td><td>2001.1.5</td></tr></tbody></table> 【異動履歴】 平成12年1月5日届出（平成12年1月1日異動（国内転入）） 留意事項： 平成13年1月5日届出（平成13年1月1日異動（転居）） 異動項目：住所 異動前：A 異動後：B 留意事項：	履歴番号	枝番号	住所	氏名	異動事由	異動日	処理日	届出日	1	1	A´	青木 太郎	国内転入	2000.1.1	2000.1.5	2000.1.5	1	2	A	青木 太郎	誤記修正	2000.1.1	2000.2.1	2000.1.5	履歴番号	枝番号	住所	氏名	異動事由	異動日	処理日	届出日	1	1	A´	青木 太郎	国内転入	2000.1.1	2000.1.5	2000.1.5	1	2	A	青木 太郎	誤記修正	2000.1.1	2000.2.1	2000.1.5	2	1	B	青木 太郎	転居	2001.1.1	2001.1.5	2001.1.5	履歴番号	枝番号	住所	氏名	異動事由	異動日	処理日	届出日	1	1	A´	青木 太郎	国内転入	2000.1.1	2000.1.5	2000.1.5	2	1	B´	青木 太郎	転居	2001.1.1	2001.1.5	2001.1.5	2	2	B	青木 太郎	誤記修正	2001.1.1	2001.2.1	2001.1.5	履歴番号	枝番号	住所	氏名	異動事由	異動日	処理日	届出日	1	1	A´	青木 太郎	国内転入	2000.1.1	2000.1.5	2000.1.5	1	2	A	青木 太郎	誤記修正	2000.1.1	2000.2.1	2000.1.5	2	1	B	青木 太郎	転居	2001.1.1	2001.1.5	2001.1.5
履歴番号	枝番号	住所	氏名	異動事由	異動日	処理日	届出日																																																																																																																						
1	1	A´	青木 太郎	国内転入	2000.1.1	2000.1.5	2000.1.5																																																																																																																						
1	2	A	青木 太郎	誤記修正	2000.1.1	2000.2.1	2000.1.5																																																																																																																						
履歴番号	枝番号	住所	氏名	異動事由	異動日	処理日	届出日																																																																																																																						
1	1	A´	青木 太郎	国内転入	2000.1.1	2000.1.5	2000.1.5																																																																																																																						
1	2	A	青木 太郎	誤記修正	2000.1.1	2000.2.1	2000.1.5																																																																																																																						
2	1	B	青木 太郎	転居	2001.1.1	2001.1.5	2001.1.5																																																																																																																						
履歴番号	枝番号	住所	氏名	異動事由	異動日	処理日	届出日																																																																																																																						
1	1	A´	青木 太郎	国内転入	2000.1.1	2000.1.5	2000.1.5																																																																																																																						
2	1	B´	青木 太郎	転居	2001.1.1	2001.1.5	2001.1.5																																																																																																																						
2	2	B	青木 太郎	誤記修正	2001.1.1	2001.2.1	2001.1.5																																																																																																																						
履歴番号	枝番号	住所	氏名	異動事由	異動日	処理日	届出日																																																																																																																						
1	1	A´	青木 太郎	国内転入	2000.1.1	2000.1.5	2000.1.5																																																																																																																						
1	2	A	青木 太郎	誤記修正	2000.1.1	2000.2.1	2000.1.5																																																																																																																						
2	1	B	青木 太郎	転居	2001.1.1	2001.1.5	2001.1.5																																																																																																																						
—	—	20.0.5備考の記載	0010466	備考の記載イメージ	【備考】 ・ ・ ・																																																																																																																								
—	20.1 住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	0010467	法律上の用語以外の用語一覧	<table><thead><tr><th>使用する用語</th><th>法律上の用語</th><th>法律上の用語を使用しない理由</th></tr></thead><tbody><tr><td>性別</td><td>男女の別</td><td>「性別」の方が一般的で、広域交付住民票でも使用されているため。</td></tr><tr><td>生年月日</td><td>出生の年月日</td><td>「生年月日」の方が一般的で、広域交付住民票でも使用されているため。</td></tr><tr><td>転入前住所</td><td>従前の住所</td><td>単に「従前の住所」とあれば、転居前住所のことを指すと誤解を招く可能性があるため。 また、従前の住所は必ずしも転入届に基づくものだけではないため（例：住所設定（職権記載の一種）では、前住所地が不明で確定できない場合は、従前の住所欄に「不明」と入力する等）、不正確となることがあるが、このようなケースは少なく、通常のケースにおいて紛れのない「転入前住所」を使用することが良いと答える構成員・準構成員が多かったため。</td></tr></tbody></table>	使用する用語	法律上の用語	法律上の用語を使用しない理由	性別	男女の別	「性別」の方が一般的で、広域交付住民票でも使用されているため。	生年月日	出生の年月日	「生年月日」の方が一般的で、広域交付住民票でも使用されているため。	転入前住所	従前の住所	単に「従前の住所」とあれば、転居前住所のことを指すと誤解を招く可能性があるため。 また、従前の住所は必ずしも転入届に基づくものだけではないため（例：住所設定（職権記載の一種）では、前住所地が不明で確定できない場合は、従前の住所欄に「不明」と入力する等）、不正確となることがあるが、このようなケースは少なく、通常のケースにおいて紛れのない「転入前住所」を使用することが良いと答える構成員・準構成員が多かったため。																																																																																																												
使用する用語	法律上の用語	法律上の用語を使用しない理由																																																																																																																											
性別	男女の別	「性別」の方が一般的で、広域交付住民票でも使用されているため。																																																																																																																											
生年月日	出生の年月日	「生年月日」の方が一般的で、広域交付住民票でも使用されているため。																																																																																																																											
転入前住所	従前の住所	単に「従前の住所」とあれば、転居前住所のことを指すと誤解を招く可能性があるため。 また、従前の住所は必ずしも転入届に基づくものだけではないため（例：住所設定（職権記載の一種）では、前住所地が不明で確定できない場合は、従前の住所欄に「不明」と入力する等）、不正確となることがあるが、このようなケースは少なく、通常のケースにおいて紛れのない「転入前住所」を使用することが良いと答える構成員・準構成員が多かったため。																																																																																																																											